

艦船補給処が行う随意契約への新規参入の申込みについて

分任支出負担行為担当官  
海上自衛隊艦船補給処管理部長

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、入札及び契約心得（海幕経第183号（27.3.18）別冊第2）第4章第7項第4号の規定に従って、申込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

- ア 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2又は武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が一者に限られる航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達。
- イ 契約履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が一者に限られるもののうち、当該ライセンスの実施権取得に外国政府の許可を要しないもの。
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が一者に限られる防衛装備品等に係る一般輸入調達。
- エ 企業が試作請負業務（研究試作を除く。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品等（当該試作請負業務において主契約企業が下請負企業から調達して当該防衛装備品等に組み込まれた構成品を含む。）の量産契約であって、当該防衛装備品等の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が一者に限られるもの。
- オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品等の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品等を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品等全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの。
- カ 研究開発に係る試作請負業務に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品又は技術支援その他役務の調達であって、当該契約を履行できる企業が一者に限られるもの。
- キ 過去2カ年度にわたって一者応募又は一者応札となっている防衛装備品等又は役務の調達

（電子計算機システムの整備について（防装通第3847号。6.6.29）に示されている電子計算機システムの換装及び改修等に係る調達を除く。）のうち、当該防衛装備品等の製造又は役務の実施に当たって必要となる製造図面、組立図、作業標準、検査要領その他の企業所有の製造図書を利用する権限を有する者が一者に限られるものであって、防衛省所有資料、一般に公開されている資料その他の当該製造図書以外の資料のみによっては当該製造又は実施が不可能なもの。

添付書類：対象契約一覧表

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契 約によ る理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
1-1-1	欠				
1-1-2	欠				

1-1-3	欠				
1-1-4	欠				
1-1-5	欠				

1-1-6	欠				
1-1-7	着艦拘束装置構成機器オーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査及び改修	イ	27.3.13	着艦拘束装置構成機器オーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査及び改修の役務に必要なライセンス実施権を加国 Indal Technologies Inc 社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-8	RM1C型ガスタービンユニットオーバーホール、分解検査、組立復旧、修理、調査、改修、補機等取外し、補機等取付け、防錆包装	イ	27.3.25	RM1C型ガスタービンユニットオーバーホール、分解検査、組立復旧、修理、調査、改修、補機等取外し、補機等取付け、防錆包装の役務に必要なライセンス実施権を英国 Rolls-Royce 社、英国 Goodrich 社及び英国 Safran 社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

1-1-9	RM1C型ガスタービン用補機オーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査、改修	イ	27.3.25	RM1C型ガスタービン用補機オーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査、改修の役務に必要なライセンス実施権を英国Rolls-Royce社、英国Goodrich社及び英国Safiran社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-10	SM1A型ガスゼネレータオーバーホール、分解検査、組立復旧、修理、調査、改修、補機等取外し、補機等取付け、防錆包装	イ	27.3.25	SM1A型ガスゼネレータオーバーホール、分解検査、組立復旧、修理、調査、改修、補機等取外し、補機等取付け、防錆包装の役務に必要なライセンス実施権を英国Rolls-Royce社、英国Goodrich社及び米国Honeywell International社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

1-1-11	SM1 A型ガスタービン用補機オーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査、改修	イ	27.3.25	SM1 A型ガスタービン用補機オーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査、改修の役務に必要なとなるライセンス実施権を英国Rolls-Royce社、英国Goodrich社及び米国Honeywell International社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-12	SM1 C型ガスゼネレータオーバーホール、分解検査、組立復旧、修理、調査、改修、補機等取外し、補機等取付け、防錆包装	イ	27.3.25	SM1 C型ガスゼネレータオーバーホール、分解検査、組立復旧、修理、調査、改修、補機等取外し、補機等取付け、防錆包装の役務に必要なとなるライセンス実施権を英国Rolls-Royce社、英国Goodrich社及び米国Honeywell International社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

1-1-13	SM1C型ガスタービン用補機オーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査、改修	イ	27.3.25	SM1C型ガスタービン用補機オーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査、改修の役務に必要なライセンス実施権を英国Rolls-Royce社、英国Goodrich社及び米国Honeywell International社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-14	欠				

1-1-15	欠				
1-1-16	欠				
1-1-17	欠				

1-1-18	欠				
1-1-19	IME831-800型パワーセクションオーバーホール、分解検査、組立復旧、修理、調査、改修、補機等取外し、補機等取付け、防錆包装	イ	27.3.25	IME831-800型パワーセクションオーバーホール、分解検査、組立復旧、修理、調査、改修、補機等取外し、補機等取付け、防錆包装の役務に必要なとなるライセンス実施権を米国Vericor Power Systems社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-20	IME831-800型パワーセクション用補機オーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査、改修	イ	27.3.25	IME831-800型パワーセクション用補機オーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査、改修の役務に必要なとなるライセンス実施権を米国Vericor Power Systems社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

1-1-21	TM3B型ガスゼネレータオーバーホール、分解検査、組立復旧、修理、調査、改修、補機等取外し、補機等取付け、防錆包装	イ	27.4.21	TM3B型ガスゼネレータオーバーホール、分解検査、組立復旧、修理、調査、改修、補機等取外し、補機等取付け、防錆包装の役務に必要なとなるライセンス実施権を英国Rolls-Royce社、英国Goodrich社、英国Safran社及び米国Honeywell International社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-22	TM3B型ガスタービン用補機オーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査、改修	イ	27.4.21	TM3B型ガスタービン用補機オーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査、改修の役務に必要なとなるライセンス実施権を英国Rolls-Royce社、英国Goodrich社、英国Safran社及び米国Honeywell International社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

1-1-23	欠				
1-1-24	潜水艦用自動調圧弁及び充気口金物輸入部品分解検査、組立復旧、検査、修理、調査及び改修	イ	28. 10. 18	潜水艦用自動調圧弁及び充気口金物についての分解検査、組立復旧、検査、修理、調査及び改修の役務に必要となるライセンス実施権を英国H A L E H A M I L T O N社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
1-1-25	M 1 A型パワーセクションオーバーホール、分解検査、組立復旧、修理、調査、改修、補機等取外し、補機等取付け、防錆包装	キ	29. 2. 17	契約履行に必要なM 1 A型機関の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)

1-1-26	M1 A型パワーセクション用補機オーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査、改修	キ	29.2.17	契約履行に必要となるM1 A型機関の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-27	M1 A型ガスタービン機関減速装置オーバーホール、分解検査、組立復旧、修理、調査、改修、補機等取外し、補機等取付け、防錆包装	キ	29.2.17	契約履行に必要となるM1 A型機関の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-28	欠				

1-1-29	艦内空気成分監視装置構成機器(質量分析式)の検査、修理、調査及び改修	イ	31.2.27	艦内空気成分監視装置構成機器(質量分析式)の検査、修理、調査及び改修に必要なライセンス実施権を米国 Collins Aerospace社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-30	V4-275RMk III型スターリング交換ユニットオーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査及び改修	イ	31.3.7	V4-275RMk III型スターリング交換ユニットオーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査及び改修に必要なライセンス実施権を典国(スウェーデン国) Saab Kockums AB社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-31	ヘリコプタけん引装置部品オーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査及び改修	イ	1.6.4	ヘリコプタけん引装置部品オーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査及び改修に必要なライセンス実施権を加国 Indal Technologies Inc社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

1-1-32	操縦兼速力回転通信装置部品 検査、修理、調査及び改修	キ	1.8.6	契約履行に必要となる操縦兼速力回転通信装置部品検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
1-1-33	洋上補給装置部品検査、修理、 調査及び改修	キ	1.8.6	契約履行に必要となる洋上補給装置部品検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
1-1-34	掃海艇用艦橋盤部品検査、修 理、調査及び改修	キ	1.8.6	契約履行に必要となる掃海艇用艦橋盤部品検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
1-1-35	ボール弁開閉油圧操作器（護 衛艦用）オーバーホール、分解 検査、組立復旧、検査、修理、 調査及び改修	キ	1.8.6	契約履行に必要となるボール弁開閉油圧操作器（護衛艦用）オーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)

1-1-36	ボール弁開閉油圧操作器（潜水艦用）オーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査及び改修	キ	1.8.6	契約履行に必要となるボール弁開閉油圧操作器（潜水艦用）オーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-37	深海救難艇用電池収納槽等検査、修理、調査及び改修	キ	1.8.6	契約履行に必要となる深海救難艇用電池収納槽等検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-38	人員移送カプセル用応急電池収納槽等検査、修理、調査及び改修	キ	1.8.6	契約履行に必要となる人員移送カプセル用応急電池収納槽等検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-39	潜水艦用防振管継手金物修理	キ	1.8.6	契約履行に必要となる潜水艦用防振管継手金物修理の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

1-1-40	機関制御監視記録装置部品検査、修理、調査及び改修	キ	1. 9. 10	契約履行に必要となる機関制御監視記録装置部品検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
1-1-41	統合音声通信装置(端末機器)検査、修理、調査及び改修	キ	1. 9. 10	契約履行に必要となる統合音声通信装置(端末機器) 検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
1-1-42	機関自動監視記録装置部品検査、修理、調査及び改修	キ	1. 9. 10	契約履行に必要となる機関自動監視記録装置部品検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
1-1-43	戦闘態勢表示装置部品検査、修理、調査及び改修	キ	1. 9. 10	契約履行に必要となる戦闘態勢表示装置部品検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)

1-1-44	海洋生物付着防止装置（プリント基板）検査、修理、調査及び改修	キ	1. 9. 10	契約履行に必要となる海洋生物付着防止装置（プリント基板）検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
1-1-45	多目的・LCD表示器検査、修理、調査及び改修	キ	1. 9. 10	契約履行に必要となる多目的・LCD表示器検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
1-1-46	無電池式電話機用携帯通話器検査、修理、調査及び改修	キ	1. 9. 10	契約履行に必要となる無電池式電話機用携帯通話器検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
1-1-47	静止形電力変換装置部品検査、修理、調査及び改修	キ	1. 9. 10	契約履行に必要となる静止形電力変換装置部品検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)

1-1-48	磁気掃海電源装置部品検査、修理、調査及び改修	キ	1. 9. 10	契約履行に必要となる磁気掃海電源装置部品検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-49	電気式回転計部品検査、修理、調査及び改修	キ	1. 9. 10	契約履行に必要となる電気式回転計部品検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-50	ウォータジェット装置オーバーホール、分解検査、組立復旧、修理、調査、改修、補機等取外し、補機等取付け、防錆包装	キ	1. 9. 10	契約履行に必要となるウォータジェット装置オーバーホール、分解検査、組立復旧、修理、調査、改修、補機等取外し、補機等取付け、防錆包装の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-51	調理機器用温度制御箱部品検査、修理、調査及び改修	キ	1. 9. 12	契約履行に必要となる調理機器用温度制御箱部品検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

1-1-52	データ伝送装置伝送ユニット 部品検査、修理、調査及び改修	キ	1. 9. 12	契約履行に必要なデータ伝送装置伝送ユニット部品検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
1-1-53	護衛艦用統合音声通信装置部 品検査、修理、調査及び改修	キ	1. 9. 12	契約履行に必要な護衛艦用統合音声通信装置部品検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
1-1-54	機関制御監視記録装置（あき づき型）部品検査、修理、調査 及び改修	キ	1. 9. 19	契約履行に必要な機関制御監視記録装置（あきづき型）部品検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
1-1-55	潜水艦用スターリング機関装 置部品検査、修理、調査及び改 修	キ	1. 9. 19	契約履行に必要な潜水艦用スターリング機関装置部品検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)

1-1-56	可変ピッチプロペラ装置オーバーホール、分解検査、組立復旧、修理、調査、改修、補機等取外し、補機等取付け、防錆包装	キ	1. 9. 19	契約履行に必要となる可変ピッチプロペラ装置オーバーホール、分解検査、組立復旧、修理、調査、改修、補機等取外し、補機等取付け、防錆包装の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-57	潜水艦軸封装置用シールリングオーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査及び改修	キ	1. 10. 11	契約履行に必要となる潜水艦軸封装置用シールリングオーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-58	航空機用昇降装置部品オーバーホール、検査、修理、調査及び改修	キ	1. 10. 24	契約履行に必要となる航空機用昇降装置部品オーバーホール、検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-59	フィンスタビライザ装置構成機器オーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査及び改修	キ	1. 10. 24	契約履行に必要となるフィンスタビライザ装置構成機器オーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

1-1-60	補助艦用統合伝送装置部品検査、修理、調査及び改修	キ	6. 4. 17	契約履行に必要となる補助艦用統合伝送装置部品検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
1-1-61	潜水艦用60Hzインバータ盤部品検査、修理、調査及び改修	キ	6. 4. 17	契約履行に必要となる潜水艦用60Hzインバータ盤部品検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
1-1-62	潜水艦用主制御装置部品検査、修理、調査及び改修	キ	6. 4. 17	契約履行に必要となる潜水艦用主制御装置部品検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
1-1-63	ケーブル巻揚機電装部品検査、修理、調査及び改修	キ	6. 4. 17	契約履行に必要となるケーブル巻揚機電装部品検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)

1-1-64	艦橋情報表示装置部品検査、修理、調査及び改修	キ	1. 11. 19	契約履行に必要となる艦橋情報表示装置部品検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-65	電子海図表示装置部品検査、修理、調査及び改修	キ	1. 11. 19	契約履行に必要となる電子海図表示装置部品検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-66	潜水艦用艦内状態監視記録装置部品検査、修理、調査及び改修	キ	6. 4. 17	契約履行に必要となる潜水艦用艦内状態監視記録装置部品検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-67	炭酸ガス吸収装置構成機器オーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査及び改修	キ	4. 9. 26	契約履行に必要となる炭酸ガス吸収装置構成機器 オーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査及び改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

1-1-68	補助艦用静止形電力変換装置 部品 検査、修理、調査及び改修	キ	6. 4. 17	契約履行に必要なとなる補助艦用静止形電力変換装置部品 検査, 修理, 調査及び改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-69	アクティブフィルタ装置部品 検査、修理、調査及び改修	キ	6. 4. 17	契約履行に必要なとなるアクティブフィルタ装置部品 検査, 修理, 調査及び改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-70	LM2500型ガスタービン オーバーホール、分解検査、組立復旧、修理、調査、改修、補機等取外し、補機等取付け、防錆包装	キ	5. 3. 9	契約履行に必要なとなるLM2500型ガスタービン オーバーホール, 分解検査, 組立復旧, 修理, 調査, 改修, 補機等取外し, 補機等取付け, 防錆包装の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-1-71	LM2500型ガスタービン 用補機 オーバーホール、分解検査、組立復旧、検査、修理、調査、改修	キ	5. 3. 9	契約履行に必要なとなるLM2500型ガスタービン用補機 オーバーホール, 分解検査, 組立復旧, 修理, 調査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理 由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
1-2-1	RCSスクリーン部品	イ	26.9.25	RCSスクリーン部品の製造に必要なライセンス実施権を米国 Jered, LLC社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-2	航空機用昇降機部品	イ	26.9.25	航空機用昇降機部品の製造に必要なライセンス実施権を米国 Jered, LLC社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

1-2-3	RM1C型ガスタービン機関部品	イ	27.8.7	RM1C型ガスタービン機関部品の製造に必要となるライセンス実施権を英国Rolls-Royce社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
-------	-----------------	---	--------	--	--

1-2-4	SM1A型ガスタービン機関部品	イ	27.8.7	SM1A型ガスタービン機関部品の製造に必要となるライセンス実施権を英国Rolls-Royce社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
-------	-----------------	---	--------	--	--

1-2-5	SM1C型ガスタービン機関部品	イ	27.8.7	SM1C型ガスタービン機関部品の製造に必要となるライセンス実施権を英国Rolls-Royce社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
-------	-----------------	---	--------	--	--

1-2-6	TM3B型ガスタービン機関部品	イ	27.8.7	TM3B型ガスタービン機関部品の製造に必要となるライセンス実施権を英国Rolls-Royce社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
-------	-----------------	---	--------	--	--

1-2-7	欠				
1-2-8	欠				

1-2-9	欠				
1-2-10	揚降装置部品（カヤバ(株)製部品）	キ	6. 1. 29	契約履行に必要となる揚降装置部品（カヤバ(株)製部品）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-11	S 6 1 8、S 6 2 2 型機関部品及び電装品	キ	30. 6. 22	契約履行に必要となる S 6 1 8、S 6 2 2 型機関部品 及び電装品の製造図書（製造図面、組立図 及び作業標準並びに検査要領等の企業所 有資料）を利用できることが証明できるこ と。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-12	スターリング機関発電装置部 品	イ	30. 7. 9	スターリング機関発電装置部品の製造に 必要となるライセンス実施権をスウェー デン国 K o c k u m s A B 社から認めら れていること又は認められる見込みがあ ることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

1-2-13	防振管継手	キ	30.7.30	契約履行に必要となる防振管継手の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-14	潜水艦専用防振管継手	キ	30.9.3	契約履行に必要となる潜水艦専用防振管継手の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-15	吸気デミスタ部品	キ	30.9.28	契約履行に必要となる吸気デミスタ部品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-16	吸排気管装置部品	キ	30.9.28	契約履行に必要となる吸排気管装置部品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

1-2-17	諸管装置等ぎ装部品	キ	5. 1. 17	契約履行に必要となる諸管装置等ぎ装部品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-18	S 6 U、S 8 U、S 1 2 U、S 1 6 U型機関部品及び電装品	キ	30. 11. 20	契約履行に必要となるS 6 U、S 8 U、S 1 2 U、S 1 6 U型機関部品及び電装品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-19	S 4 Y、S 6 Y型機関部品及び電装品	キ	30. 11. 20	契約履行に必要となるS 4 Y、S 6 Y型機関部品及び電装品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-20	6 NMU型機関部品及び電装品	キ	30. 11. 20	契約履行に必要となる6 NMU型機関部品及び電装品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

1-2-21	1 2 V 2 5 / 2 5 型機関部品 及び電装品	キ	1. 6. 28	契約履行に必要となる 1 2 V 2 5 / 2 5 型 機関部品及び電装品の製造図書（製造図 面、組立図及び作業標準並びに検査要領等 の企業所有資料）を利用できることが証明 できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-22	油清浄機部品	キ	1. 7. 9	契約履行に必要となる油清浄機部品の製 造に係る契約の製造図書（製造図面、組立 図及び作業標準並びに検査要領等の企業 所有資料）を利用できることが証明できる こと。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-23	燃料こし器部品	キ	1. 7. 9	契約履行に必要となる燃料こし器部品の 製造に係る契約の製造図書（製造図面、組 立図及び作業標準並びに検査要領等の企 業所有資料）を利用できることが証明でき ること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-24	補助ボイラ部品（E O 型、K S A 型、K V A 型、R O 型、W O 型）	キ	5. 4. 26	契約履行に必要となる補助ボイラ部品の製 造に係る契約（E O 型、K S A 型、K V A 型、R O 型、W O 型）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準 並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できる ことが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

1-2-25	電磁弁及び同部品 (H-64、H-74、HBG-75、HC-53A、HC-54A、HC-264A、HC-265A、LHC-22、LHC-33、LSHC-20B、USVH-94、VH-40NM、WHH-114)	キ	1.7.22	契約履行に必要となる電磁弁及び同部品の製造に係る契約 (H-64、H-74、HBG-75、HC-53A、HC-54A、HC-264A、HC-265A、LHC-22、LHC-33、LSHC-20B、USVH-94、VH-40NM、WHH-114) の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-26	空気圧縮機部品 (H-64、H-74、HBG-75、HC-53A、HC-54A、HC-264A、HC-265A、LHC-22、LHC-33、LSHC-20B、USVH-94、VH-40NM、WHH-114)	キ	1.7.22	契約履行に必要となる空気圧縮機部品の製造に係る契約 (H-64、H-74、HBG-75、HC-53A、HC-54A、HC-264A、HC-265A、LHC-22、LHC-33、LSHC-20B、USVH-94、VH-40NM、WHH-114) の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-27	艦艇搭載汚物処理装置部品	キ	1.7.22	契約履行に必要となる艦艇搭載汚物処理装置部品の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-28	艦艇搭載汚物処理装置用検出器及び同部品	キ	1. 7. 22	契約履行に必要となる艦艇搭載汚物処理装置用検出器及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-29	防振ゴム（規格品外）	キ	1. 7. 23	契約履行に必要となる防振ゴム（規格品外）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-30	冷却器部品（主蓄電池冷却器、高圧空気製造装置用清水冷却器等）	キ	1. 7. 25	契約履行に必要となる冷却器部品（主蓄電池冷却器、高圧空気製造装置用清水冷却器等）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-31	油水分離器部品（MSU-2（D）型、SMT-A型、SHT-3型）	キ	1. 7. 25	契約履行に必要となる油水分離器部品（MSU-2（D）型、SMT-A型、SHT-3型）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-32	造水装置部品	キ	1. 7. 25	<p>契約履行に必要となる造水装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。</p>	<p>海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)</p>
1-2-33	ビルジ前処理装置部品	キ	1. 7. 25	<p>契約履行に必要となるビルジ前処理装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。</p>	<p>海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)</p>

1-2-34	フィンスタビライザ装置部品 (護衛艦用)	キ	1. 7. 31	契約履行に必要となるフィンスタビライザ装置部品(護衛艦用)の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-35	フィンスタビライザ電気部品 (護衛艦用)	キ	1. 7. 31	契約履行に必要となるフィンスタビライザ電気部品(護衛艦用)の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-36	モジュール及びプリント回路 板(護衛艦用フィンスタビ ライザ装置)	キ	1. 7. 31	契約履行に必要となるモジュール及びプ リント回路板(護衛艦用フィンスタビ ライザ装置)の製造に係る契約の製造図書(製 造図面、組立図及び作業標準並びに検査要 領等の企業所有資料)を利用できることが 証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-37	舵取機部品(水上艦用)	キ	1. 7. 31	契約履行に必要となる舵取機部品(水上艦 用)の製造に係る契約の製造図書(製造図 面、組立図及び作業標準並びに検査要領等 の企業所有資料)を利用できることが証明 できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

1-2-38	ジャーネーポンプ部品(舵取機油圧ポンプ)	キ	1.7.31	契約履行に必要となるジャーネーポンプ部品(舵取機油圧ポンプ)の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-39	ケーブル巻揚機部品	キ	1.7.31	契約履行に必要となるケーブル巻揚機部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-40	電子部品(ガバナ入力軸駆動装置、操縦兼速力回転通信装置等)	キ	1.8.6	契約履行に必要となる電子部品(ガバナ入力軸駆動装置、操縦兼速力回転通信装置等)の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-41	制御機器部品(操縦兼速力回転通信装置等)	キ	1.8.6	契約履行に必要となる制御機器部品(操縦兼速力回転通信装置等)の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-42	検出器及び同部品（主機・C P P 遠隔操縦装置、操縦兼速力回転通信装置等）	キ	1.8.6	契約履行に必要となる検出器及び同部品（主機・C P P 遠隔操縦装置、操縦兼速力回転通信装置等）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-43	モジュール及びプリント回路板（主機・C P P 遠隔操縦装置、操縦兼速力回転通信装置等）	キ	1.8.6	契約履行に必要となるモジュール及びプリント回路板（主機・C P P 遠隔操縦装置、操縦兼速力回転通信装置等）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-44	海洋生物付着防止装置部品（やまゆき・あさゆき・あさぎり・せとぎり・うらが型・くにさき・かしま・ひうち型・とわだ・ときわ・おうみ用海洋生物付着防止装置電装品）	キ	1.8.6	契約履行に必要となる海洋生物付着防止装置部品（やまゆき・あさゆき・あさぎり・せとぎり・うらが型・くにさき・かしま・ひうち型・とわだ・ときわ・おうみ用海洋生物付着防止装置電装品）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-45	モジュール及びプリント回路板（掃海艦艇用艦位保持装置、作業艇揚収装置等）	キ	1.8.6	契約履行に必要となるモジュール及びプリント回路板（掃海艦艇用艦位保持装置、作業艇揚収装置等）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

1-2-46	軸ブレーキ装置部品	キ	1.8.6	契約履行に必要となる軸ブレーキ装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-47	制御機器部品（掃海艦艇用艦位保持装置、作業艇揚収装置等）	キ	1.8.6	契約履行に必要となる制御機器部品（掃海艦艇用艦位保持装置、作業艇揚収装置等）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-48	スイッチ（内火艇揚収装置等）	キ	1.8.6	契約履行に必要となるスイッチ（内火艇揚収装置等）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-49	諸管装置等ぎ装部品（揚艇機、作業艇揚収装置用雑具等）	キ	1.8.6	契約履行に必要となる諸管装置等ぎ装部品（揚艇機、作業艇揚収装置用雑具等）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

1-2-50	内火艇揚収装置部品	キ	1.8.6	契約履行に必要となる内火艇揚収装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-51	高圧ゴムホースアッセンブリ部品（洋上補給装置）	キ	1.8.6	契約履行に必要となる高圧ゴムホースアッセンブリ部品（洋上補給装置）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-52	洋上補給装置部品（いずも型・ましゅう型洋上補給装置、洋上補給装置ウインチ動力装置等）	キ	1.8.6	契約履行に必要となる洋上補給装置部品（いずも型・ましゅう型洋上補給装置、洋上補給装置ウインチ動力装置等）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-53	油圧装置部品（デッキクレーン）	キ	1.8.6	契約履行に必要となる油圧装置部品（デッキクレーン）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-54	舵取機部品	キ	1.8.6	契約履行に必要となる舵取機部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-55	軸系装置部品（ゆき型軸系装置）	キ	1.8.6	契約履行に必要となる軸系装置部品（ゆき型軸系装置）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-56	ボール弁及び開閉油圧操作器部品	キ	1.8.6	契約履行に必要となるボール弁及び開閉油圧操作器部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-57	蓄電池用部品	キ	1.8.6	契約履行に必要となる蓄電池用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-58	旋回式推進装置部品	キ	1.8.6	契約履行に必要となる旋回式推進装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-59	可変ピッチプロペラ装置部品	キ	1.8.6	契約履行に必要となる可変ピッチプロペラ装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-60	スラスト装置部品	キ	1.8.6	契約履行に必要となるスラスト装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-61	船尾管シール装置部品	キ	1.8.6	契約履行に必要となる船尾管シール装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-62	艦船用防弾ガラス	キ	1.8.6	契約履行に必要となる艦船用防弾ガラスの製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-63	冷凍及び冷暖房装置部品	キ	1.8.6	契約履行に必要となる冷凍及び冷暖房装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

1-2-64	温度スイッチ及び同部品（冷凍及び冷暖房装置用）	キ	1.8.6	契約履行に必要となる温度スイッチ及び同部品（冷凍及び冷暖房装置用）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-65	ヒューズ及び同部品（冷凍及び冷暖房装置用）	キ	1.8.6	契約履行に必要となるヒューズ及び同部品（冷凍及び冷暖房装置用）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-66	電磁弁及び同部品（冷凍及び冷暖房装置用）	キ	1.8.6	契約履行に必要となる電磁弁及び同部品（冷凍及び冷暖房装置用）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-67	補助推進装置部品	キ	1.8.6	契約履行に必要となる補助推進装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-68	プロペラ部品（作業艇等用）	キ	1.8.6	契約履行に必要となるプロペラ部品（作業艇等用）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-69	可変ピッチプロペラ装置部品 (掃海艦艇用)	キ	1.8.6	契約履行に必要となる可変ピッチプロペラ装置部品(掃海艦艇用)の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-70	スイッチ(掃海艦艇用可変ピ ッチプロペラ装置、スラスタ 装置、補助推進装置用)	キ	1.8.6	契約履行に必要となるスイッチ(掃海艦艇 用可変ピッチプロペラ装置、スラスタ装 置、補助推進装置用)の製造に係る契約の 製造図書(製造図面、組立図及び作業標準 並びに検査要領等の企業所有資料)を利用 できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-71	スラスタ装置部品(掃海艦艇 用)	キ	1.8.6	契約履行に必要となるスラスタ装置部品 (掃海艦艇用)の製造に係る契約の製造図 書(製造図面、組立図及び作業標準並びに 検査要領等の企業所有資料)を利用できる ことが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-2-72	ウォータジェット推進装置部 品	キ	1.9.10	契約履行に必要となるウォータジェット 推進装置部品の製造に係る契約の製造図 書(製造図面、組立図及び作業標準並びに 検査要領等の企業所有資料)を利用できる ことが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

1-2-73	諸管装置等ぎ装部品（潜水艦みちしお、まきしお、なるしお、たかしお、せとしお、そうりゅう、はくりゅう、ずいりゅう、じんりゅう、せいりゅう等用）	キ	1.9.10	契約履行に必要となる諸管装置等ぎ装部品（潜水艦みちしお、まきしお、なるしお、たかしお、せとしお、そうりゅう、はくりゅう、ずいりゅう、じんりゅう、せいりゅう等用）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-74	ピストンポンプ部品	キ	1.9.10	契約履行に必要となるピストンポンプ部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-75	けん引装置部品	キ	1.9.10	契約履行に必要となるけん引装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-76	8 L 2 7 . 5 X F 型機関部品	キ	1.9.10	契約履行に必要となる8 L 2 7 . 5 X F 型機関部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-77	欠				
1-2-78	欠				
1-2-79	欠				
1-2-80	欠				
1-2-81	欠				

1-2-82	欠				
1-2-83	欠				
1-2-84	欠				
1-2-85	欠				
1-2-86	欠				

1-2-87	電磁接触器及び同部品（静止型電力変換装置、磁気掃海電源装置等）	キ	1. 9. 12	契約履行に必要となる電磁接触器及び同部品（静止型電力変換装置、磁気掃海電源装置等）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-88	制御機器部品（静止型電力変換装置、磁気掃海電源装置等）	キ	1. 9. 12	契約履行に必要となる制御機器部品（静止型電力変換装置、磁気掃海電源装置等）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-89	回転機及び同部品（静止型電力変換装置、磁気掃海電源装置等）	キ	1. 9. 12	契約履行に必要となる回転機及び同部品（静止型電力変換装置、磁気掃海電源装置等）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-90	こし器，全自動逆洗式部品	キ	1. 9. 12	契約履行に必要となるこし器，全自動逆洗式部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-91	補助ポンプ部品	キ	1.9.12	契約履行に必要となる補助ポンプ部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-92	油水分離器部品（USH-10型油水分離器等）	キ	1.9.12	契約履行に必要となる油水分離器部品（USH-10型油水分離器等）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-93	欠				
1-2-94	欠				
1-2-95	欠				

1-2-96	欠				
1-2-97	欠				
1-2-98	欠				
1-2-99	欠				
1-2-100	欠				

1-2-101	欠				
1-2-102	欠				
1-2-103	M1A型ガスタービン機関部品	キ	1.9.19	契約履行に必要となるM1A型ガスタービン機関部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-104	吸排気管装置部品	キ	1.9.19	契約履行に必要となる吸排気管装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-105	減速装置部品	キ	1.9.19	契約履行に必要となる減速装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-106	超音波フィルタ洗浄装置部品	キ	1. 9. 19	契約履行に必要となる超音波フィルタ洗浄装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-107	制御機器部品	キ	1. 9. 19	契約履行に必要となる制御機器部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-108	軸系装置部品	キ	5. 10. 4	契約履行に必要となる軸系装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-109	可変ピッチプロペラ装置部品 (護衛艦用可変ピッチプロペラ装置)	キ	1. 9. 19	契約履行に必要となる可変ピッチプロペラ装置部品（護衛艦用可変ピッチプロペラ装置）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-110	吸気デミスタ部品	キ	1. 9. 19	契約履行に必要となる吸気デミスタ部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-111	ガスタービン機関電装品 (TM3B型・RM1C型・SM1A型・SM1C型・TF40B・M1A型ガスタービン機関)	キ	1.9.19	契約履行に必要となるガスタービン機関電装品 (TM3B型・RM1C型・SM1A型・SM1C型・TF40B・M1A型ガスタービン機関)の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-112	欠				
1-2-113	欠				
1-2-114	プライミングポンプ部品	キ	1.10.11	契約履行に必要となるプライミングポンプ部品の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-115	うず巻きポンプ部品（真水ポンプ及び冷房用冷水循環ポンプ等）	キ	1. 10. 11	契約履行に必要となるうず巻きポンプ部品（真水ポンプ及び冷房用冷水循環ポンプ等）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-116	各種弁及びこし器部品（掃海艇・護衛艦用海水、燃料、潤滑油、空気系統用こし器）	キ	1. 10. 11	契約履行に必要となる各種弁及びこし器部品（掃海艇・護衛艦用海水、燃料、潤滑油、空気系統用こし器）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-117	油加熱器部品	キ	1. 10. 11	契約履行に必要となる油加熱器部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-118	各種冷却器部品（清水冷却器、ドレン冷却器等）	キ	1. 10. 11	契約履行に必要となる各種冷却器部品（清水冷却器、ドレン冷却器等）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-119	各種弁及びこし器部品（潜水艦用単式海水こし等）	キ	1.10.24	契約履行に必要となる各種弁及びこし器部品（潜水艦用単式海水こし等）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-120	うず巻きポンプ用部品（バラストポンプ・ドレンポンプ等）	キ	1.10.24	契約履行に必要となるうず巻きポンプ用部品（バラストポンプ・ドレンポンプ等）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-121	空気圧縮機部品（ROB490-HLSH型, TCZB211VASH型, TCWB22/12AT型, WA-B20/16型等）	キ	1.10.24	契約履行に必要となる空気圧縮機部品（ROB490-HLSH型, TCZB211VASH型, TCWB22/12AT型, WA-B20/16型等）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-122	各種冷却器部品(空気圧縮機ROB490-HLSH型, TCZB211VASH型, TCWB22/12AT型, WA-B20/16型等)	キ	1.10.24	契約履行に必要となる各種冷却器部品(空気圧縮機ROB490-HLSH型, TCZB211VASH型, TCWB22/12AT型, WA-B20/16型等)の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-123	回転機及び同部品(空気圧縮機ROB490-HLSH型, TCZB211VASH型, TCWB22/12AT型, WA-B20/16型等)	キ	1.10.24	契約履行に必要となる回転機及び同部品(空気圧縮機ROB490-HLSH型, TCZB211VASH型, TCWB22/12AT型, WA-B20/16型等)の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-124	各種弁及びこし器部品(弁装置(蒸気減圧弁)等)	キ	1.10.24	契約履行に必要となる各種弁及びこし器部品(弁装置(蒸気減圧弁)等)の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-125	各種ポンプ部品（消火海水ポンプ及び冷房機冷却海水ポンプ等）	キ	1.10.29	契約履行に必要となる各種ポンプ部品（消火海水ポンプ及び冷房機冷却海水ポンプ等）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-126	寝台部品	キ	1.10.31	契約履行に必要となる寝台部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-127	各種弁及びこし器部品（自動温度調整弁、アスロック加熱冷却装置温調弁等）	キ	1.11.19	契約履行に必要となる各種弁及びこし器部品（自動温度調整弁、アスロック加熱冷却装置温調弁等）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-128	電磁弁及び同部品（真空ポンプユニット、炭酸ガス吸収装置電装品等）	キ	1.11.19	契約履行に必要となる電磁弁及び同部品（真空ポンプユニット、炭酸ガス吸収装置電装品等）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-129	各種ポンプ部品（消火海水ポンプ、汎用海水ポンプ、造水装置冷却水ポンプ等）	キ	1. 11. 19	契約履行に必要となる各種ポンプ部品（消火海水ポンプ、汎用海水ポンプ、造水装置冷却水ポンプ等）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-130	諸管装置等ぎ装部品（主機排気伸縮たわみ継手等）	キ	6. 5. 10	契約履行に必要となる諸管装置等ぎ装部品（主機排気伸縮たわみ継手等）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-131	軸封装置及び水中ゴム軸受部品	キ	2. 2. 18	契約履行に必要となる軸封装置及び水中ゴム軸受部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-132	船尾管軸封装置用部品	キ	2. 2. 18	契約履行に必要となる船尾管軸封装置用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-133	MT30型ガスタービン機関部品	イ	2.7.21	MT30型ガスタービン機関部品の製造に必要となるライセンス実施権を英国Rolls-Royce Power Engineering plc社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-134	吸気デミスタ用防塵フィルタ	キ	2.8.24	契約履行に必要となる吸気デミスタ用防塵フィルタの製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-135	電球(天井灯等部品)	キ	2.9.9	契約履行に必要となる電球(天井灯等部品)の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-136	専用部品(艦船用)(天井灯等部品)	キ	2.9.9	契約履行に必要となる専用部品(艦船用)(天井灯等部品)の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-137	油水分離器部品（すがしま型油水分離器）	キ	2.9.28	契約履行に必要となる油水分離器部品（すがしま型油水分離器）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-138	制御機器部品（自動操艦装置等部品）	キ	2.10.6	契約履行に必要となる制御機器部品（自動操艦装置等部品）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-139	専用部品（艦船用）（シンクロ通信器等部品）	キ	2.10.6	契約履行に必要となる専用部品（艦船用）（シンクロ通信器等部品）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-140	16V42M, 12V42M型機関部品	キ	5.6.7	契約履行に必要となる16V42M, 12V42M型機関部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-141	16V42M-A型機関部品パーツキット	キ	5.6.7	契約履行に必要となる16V42M-A型機関部品パーツキットの製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-142	各種冷却器部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる各種冷却器部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-143	LM2500型ガスタービン機関部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となるLM2500型ガスタービン機関部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-144	航空機用昇降機部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる航空機用昇降機部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-145	ヒューズ及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となるヒューズ及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-146	ボイラ電機部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となるボイラ電機部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-147	電磁弁及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる電磁弁及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-148	制御機器部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる制御機器部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-149	表示灯及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる表示灯及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-150	電熱器用部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる電熱器用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-151	検出器及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる検出器及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-152	空気清浄機部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる空気清浄機部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-153	係船機部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる係船機部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-154	制御機器部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる制御機器部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-155	電磁弁及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる電磁弁及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-156	制御機器部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる制御機器部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-157	検出器及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる検出器及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-158	海洋生物付着防止装置部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる海洋生物付着防止装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-159	信号灯及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる信号灯及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-160	ヒューズ及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となるヒューズ及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-161	検出器及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる検出器及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-162	電気式圧力発信器及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる電気式圧力発信器及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-163	電気式温度計及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる電気式温度計及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-164	専用部品（艦船用）	キ	5.3.6	契約履行に必要となる専用部品（艦船用）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-165	艦内通信装置部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる艦内通信装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-166	洋上補給装置部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる洋上補給装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-167	照明装置及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる照明装置及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-168	信号灯及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる信号灯及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-169	警報装置部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる警報装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-170	モジュール及びプリント回路板	キ	5.3.6	契約履行に必要となるモジュール及びプリント回路板の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-171	丸窓及び角窓部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる丸窓及び角窓部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-172	照明装置及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる照明装置及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-173	制御機器部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる制御機器部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-174	洋上補給装置部品（いずれも型及びましゅう型を除く）	キ	5.3.6	契約履行に必要となる洋上補給装置部品（いずれも型及びましゅう型を除く）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-175	軸系装置部品（ゆき型除く）	キ	5.3.6	契約履行に必要となる軸系装置部品（ゆき型除く）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-176	ドレン冷却器部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となるドレン冷却器部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-177	監視用テレビ装置部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる監視用テレビ装置部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-178	制御機器部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる制御機器部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-179	各種冷却器部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる各種冷却器部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-180	フィンスタビライザ装置部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となるフィンスタビライザ装置部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-181	諸管装置等ぎ装部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる諸管装置等ぎ装部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-182	電動ファン及び同部品	キ	6.4.17	契約履行に必要となる電動ファン及び同部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-183	制御機器部品	キ	6.4.17	契約履行に必要となる制御機器部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-184	回転機及び同部品	キ	6.4.17	契約履行に必要となる回転機及び同部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-185	ヒューズ及び同部品	キ	6.4.17	契約履行に必要となるヒューズ及び同部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-186	配電盤部品	キ	6.4.17	契約履行に必要となる配電盤部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-187	保護亜鉛及び同部品	キ	6.4.17	契約履行に必要となる保護亜鉛及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-188	艦内情報処理装置部品	キ	6.4.17	契約履行に必要となる艦内情報処理装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-189	潜水艦用制御機器部品	キ	6.4.17	契約履行に必要となる潜水艦用制御機器部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-190	モジュール及びプリント回路板	キ	6.4.17	契約履行に必要となるモジュール及びプリント回路板の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-191	各種弁及びこし器部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる各種弁及びこし器部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-192	錨鎖部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる錨鎖部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-193	置タンク部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる置タンク部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-194	ガスタービン機関制御装置部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となるガスタービン機関制御装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-195	こし器部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となるこし器部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-196	採光装置部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる採光装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-197	制御機器部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる制御機器部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-198	検出器及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる検出器及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-199	継電器及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる継電器及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-200	艦内通信装置部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる艦内通信装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-201	スイッチ	キ	5.3.6	契約履行に必要となるスイッチの製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-202	電磁弁及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる電磁弁及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-203	通話器及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる通話器及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-204	電気式圧力発信器及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる電気式圧力発信器及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-205	温度スイッチ及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる温度スイッチ及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-206	圧力スイッチ及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる圧力スイッチ及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-207	モジュール及びプリント回路板	キ	5.3.6	契約履行に必要となるモジュール及びプリント回路板の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-208	無電池式電話機及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる無電池式電話機及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-209	専用部品（艦船用）	キ	5.3.6	契約履行に必要となる専用部品（艦船用）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-210	表示灯及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる表示灯及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-211	配電盤部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる配電盤部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-212	制御機器部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる制御機器部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-213	モジュール及びプリント回路板	キ	5.3.6	契約履行に必要となるモジュール及びプリント回路板の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-214	スイッチ	キ	5.3.6	契約履行に必要となるスイッチの製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-215	潜水艦救難装置部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる潜水艦救難装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-216	炭酸ガス吸収装置部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる炭酸ガス吸収装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-217	油圧アキュムレータ部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる油圧アキュムレータ部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-218	空気清浄機部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる空気洗浄装置部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-219	応急呼吸装置部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる応急呼吸装置部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-220	制御機器部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる制御機器部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-221	プラグ・レセプタクル及びスイッチ付レセプタクル	キ	5.3.6	契約履行に必要となるプラグ・レセプタクル及びスイッチ付レセプタクルの製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-222	信号灯及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる信号灯及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-223	照明装置及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる照明装置及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-224	電球	キ	5.3.6	契約履行に必要となる電球の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-225	電磁弁及び同部品	キ	5.3.6	契約履行に必要となる電磁弁及び同部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-226	電球	キ	5.3.13	契約履行に必要となる電球の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

1-2-227	専用部品（艦船用）	キ	5.3.13	契約履行に必要となる専用部品（艦船用）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-228	欠				
1-2-229	揚錨機部品	キ	7.7.4	契約履行に必要となる機関電装品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-230	M7A型ガスタービン機関電装品	キ	7.7.4	契約履行に必要となる機関電装品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
1-2-231	MT30型ガスタービン機関電装品	キ	7.7.4	契約履行に必要となる機関電装品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理 由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
1-3-1	潜水艦用自動調圧弁及び充気口金物輸入部品の売買に係る契約	ウ	26.12.24	売買契約に必要な輸入販売代理権を英国H a l e H a m i l t o n ( V a l v e s ) L i m i t e d から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-3-2	欠				
1-3-3	欠				

1-3-4	欠				
1-3-5	欠				
1-3-6	ヘリコプター着艦拘束装置部品の売買に係る契約	ウ	29.5.17	加国INDAL TECHNOLOGIES製のヘリコプター着艦拘束装置部品の調達に不可欠な、日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は当該権利を有する見込みがあることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

1-3-7	欠				
1-3-8	艦載救難作業車部品の売買に係る契約	ウ	29. 5. 17	米国ENTWISTLE社の艦載救難作業車部品の調達に不可欠な、日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は当該権利を有する見込みがあることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-3-9	洋上給油装置用部品の売買に係る契約	ウ	7. 1. 23	米国HYDRASEARCH社製の洋上給油用装置部品の調達に不可欠な、日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は当該権利を有する見込みがあることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-3-10	エアクッション艇用可変ピッチプロペラ部品の売買に係る契約	ウ	7. 4. 28	米国GE Aviation Systems Limited社製のエアクッション艇用可変ピッチプロペラ部品の調達に不可欠な、日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は当該権利を有する見込みがあることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

1-3-11	TF40B型ガスタービン機関部品の売買に係る契約	ウ	7.4.28	米国 Vericor Power Systems 社製の TF40B 型ガスタービン機関部品の売買に係る契約の調達に不可欠な、日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は当該権利を有する見込みがあることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-3-12	エアクッション艇用トランスミッション装置部品の売買に係る契約	ウ	7.6.30	米国 RENK America Marine&Industry LLC 社製のエアクッション艇用トランスミッション装置部品の調達に不可欠な、日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は当該権利を有する見込みがあることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-3-13	エアクッション艇用補機部品の売買に係る契約	ウ	7.4.28	米国 Textron 社製のエアクッション艇用補機部品の調達に不可欠な、日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は当該権利を有する見込みがあることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-3-14	T-62-40 型 APU 装置部品の売買に係る契約	ウ	7.4.28	米国 Pratt&Whitney 社製の T-62-40 型 APU 装置部品の売買に係る契約の調達に不可欠な、日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は当該権利を有する見込みがあることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

1-3-15	ヘリコプタけん引装置部品の売買に係る契約	ウ	7. 5. 16	加国 Indal Technologies 社製のヘリコプタけん引装置部品の売買に係る契約の調達に不可欠な、日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は当該権利を有する見込みがあることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-3-16	汚物処理装置部品の売買に係る契約	ウ	7. 5. 26	独国 VacDrain の汚物処理装置部品の売買に係る契約の調達に不可欠な、日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は当該権利を有する見込みがあることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-3-17	「もがみ」型護衛艦用汚物処理装置部品の売買に係る契約	ウ	7. 7. 4	独国 ACO Marine の「もがみ」型護衛艦用汚物処理装置部品の売買に係る契約の調達に不可欠な、日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は当該権利を有する見込みがあることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
1-3-18	航空機用昇降機部品の売買に係る契約	ウ	7. 10. 1	米国 Jered LLC 社製の航空機用昇降機部品の売買に係る契約の調達に不可欠な、日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は当該権利を有する見込みがあることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理 由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
2-1-1	機雷処分具PAP-104MARK5組部品オーバーホール、修理、検査、調査、改修	イ	5.3.13	機雷処分具PAP-104MARK5組部品オーバーホール、修理、検査、調査、改修の役務に必要なライセンス実施権をExail社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-2	機雷処分具PAP-104MARK5航走体オーバーホール、修理、検査、調査、改修	イ	5.3.13	機雷処分具PAP-104MARK5航走体オーバーホール、修理、検査、調査、改修の役務に必要なライセンス実施権をExail社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-3	機雷処分具PAP-104MARK5部品修理、検査、調査、改修	イ	5.3.13	機雷処分具PAP-104MARK5部品修理、検査、調査、改修の役務に必要なライセンス実施権をExail社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-1-4	携帯用赤外線暗視装置RAX-1修理, 検査, 調査, 改修	イ	26.4.23	携帯用赤外線暗視装置RAX-1修理, 検査, 調査, 改修の役務に必要なライセンス実施権を仏国THALES OPTRONIQUE S. A. 社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-5	機雷探知機TYPE-2093( )部品調査, 修理, 検査, 改修	イ	26.4.23	機雷探知機TYPE-2093( )部品調査, 修理, 検査, 改修の役務に必要なライセンス実施権を英国THALES社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-6	機雷探知機TYPE-2093えい航体オーバーホール, 分解検査, 組立復旧, 修理, 調査, 改修	イ	26.4.23	機雷探知機TYPE-2093えい航体オーバーホール, 分解検査, 組立復旧, 修理, 調査, 改修の役務に必要なライセンス実施権を英国THALES社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-1-7	機雷探知機TYPE-2093組部品オーバーホール, 分解検査, 組立復旧, 修理, 調査, 改修	イ	26.4.23	機雷探知機TYPE-2093組部品オーバーホール, 分解検査, 組立復旧, 修理, 調査, 改修の役務に必要なライセンス実施権を英国THALES社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-8	機雷探知機TYPE-2093( )えい航体用組部品オーバーホール	イ	26.4.23	機雷探知機TYPE-2093( )えい航体用組部品オーバーホールの役務に必要なライセンス実施権を英国THALES社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-9	欠				

2-1-10	自走式水上標的システム用部品の調査, 修理, 検査, 改修	イ	29.6.15	自走式水上標的システム用部品の調査, 修理, 検査, 改修の役務に必要なライセンス実施権を加国 Q i n e t i Q T a r g e t S y s t e m s C a n a d a 社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-11	54口径5インチ単装速射砲部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	30.5.30	契約履行に必要な54口径5インチ単装速射砲部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-12	20mm機関砲JM61R-MSオーバーホール, 分解検査, 組立, 復旧, 修理, 調査, 改修	ア	31.2.1	20mm機関砲JM61R-MSオーバーホール, 分解検査, 組立, 復旧, 修理, 調査, 改修の契約履行に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-13	20mm機関砲JM61R-MS部品 調査, 修理, 検査, 改修	ア	31.2.1	20mm機関砲JM61R-MS部品 調査, 修理, 検査, 改修の契約履行に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-1-14	20mm機関砲 JM61-( )オーバーホール, 分解検査, 組立, 復旧, 修理, 調査, 改修	ア	31.2.1	20mm機関砲 JM61-( )オーバーホール, 分解検査, 組立, 復旧, 修理, 調査, 改修の契約履行に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-15	20mm機関砲 JM61-( )部品 調査, 修理, 検査, 改修	ア	31.2.1	20mm機関砲 JM61-( )部品 調査, 修理, 検査, 改修の契約履行に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-16	12.7mm重機関銃 調査, 修理, 検査, 改修	ア	31.2.1	12.7mm重機関銃 調査, 修理, 検査, 改修の契約履行に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-17	62式7.62mm機関銃 調査, 修理, 検査, 改修	ア	31.2.1	62式7.62mm機関銃 調査, 修理, 検査, 改修の契約履行に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-1-18	5. 56mm機関銃MINIMI 調査, 修理, 検査, 改修	ア	31.2.1	5. 56mm機関銃MINIMI 調査, 修理, 検査, 改修の契約履行に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-19	高性能20mm機関砲 機関砲部オーバーホール, 分解検査, 組立, 復旧, 修理, 調査, 改修	ア	31.2.1	高性能20mm機関砲 機関砲部オーバーホール, 分解検査, 組立, 復旧, 修理, 調査, 改修の契約履行に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-20	高性能20mm機関砲 機関砲部品 調査, 修理, 検査, 改修	ア	31.2.1	高性能20mm機関砲 機関砲部品 調査, 修理, 検査, 改修の契約履行に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-21	高性能20mm機関砲 給弾装置部品 調査, 修理, 検査, 改修	イ	31.3.11	高性能20mm機関砲 給弾装置部品 調査, 修理, 検査, 改修の役務に必要なライセンス実施権を米国Meggit Defense Systems, Inc.社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-1-22	感応掃海具 1 型 () 部品 修理, 検査, 調査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる感応掃海具 1 型 () 部品 修理, 検査, 調査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-23	掃海艇用コンソール部品 修理, 検査, 調査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる掃海艇用コンソール部品 修理, 検査, 調査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-24	潜水艦情報表示装置 Z Q X - 1 (), 2 () 部品 修理, 検査, 調査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる潜水艦情報表示装置 Z Q X - 1 (), 2 () 部品 修理, 検査, 調査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-25	欠				

2-1-26	欠				
2-1-27	ジャイロコンパスOSN-1 ( ), 2 ( ) 部品 修理, 検査, 調査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となるジャイロコンパス OSN-1 ( ), 2 ( ) 部品 修理, 検査, 調査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図 及び作業標準並びに検査要領等の企業所 有資料) を利用できることが証明できるこ と。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-28	ジャイロコンパスOSN-1 ( ) 鋭感部 オーバーホール, 修理, 検査, 調査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となるジャイロコンパス OSN-1 ( ) 鋭感部 オーバーホール, 修理, 検査, 調査, 改修の製造図書 (製造 図面、組立図及び作業標準並びに検査要領 等の企業所有資料) を利用できることが証 明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-29	慣性航法装置ZSN-1 ( ) 部 品 修理, 検査, 調査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる慣性航法装置Z S N-1 ( ) 部品 修理, 検査, 調査, 改修 の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標 準並びに検査要領等の企業所有資料) を利 用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-1-30	対勢作図装置10型()～12型(), 15型() 部品 修理, 検査, 調査, 改修	キ	1.8.29	契約履行に必要となる対勢作図装置10型()～12型(), 15型() 部品 修理, 検査, 調査, 改修の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-31	掃海艇情報処理装置OYQ-201() 部品 修理, 検査, 調査, 改修	キ	1.8.29	契約履行に必要となる掃海艇情報処理装置OYQ-201() 部品 修理, 検査, 調査, 改修の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-32	欠				
2-1-33	水中航走式機雷掃討具(S-10・1型)組部品 オーバーホール	キ	1.8.29	契約履行に必要となる水中航走式機雷掃討具(S-10・1型)組部品 オーバーホールの製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-1-34	水中航走式機雷掃討具（S-10・1型）部品 修理, 検査, 調査, 改修	キ	1.8.29	契約履行に必要となる水中航走式機雷掃討具（S-10・1型）部品 修理, 検査, 調査, 改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-35	水中航走式機雷掃討具（S-10・1型）航走体 オーバーホール, 修理, 検査, 調査, 改修	キ	1.8.29	契約履行に必要となる水中航走式機雷掃討具（S-10・1型）航走体 オーバーホール, 修理, 検査, 調査, 改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-36	赤外線暗視装置 LAX-2B 部品 修理, 検査, 調査, 改修	キ	1.8.29	契約履行に必要となる赤外線暗視装置 LAX-2B 部品 修理, 検査, 調査, 改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-37	情報処理装置 NAUTIS-M () 部品 修理, 検査, 調査, 改修	キ	1.8.29	契約履行に必要となる情報処理装置 NAUTIS-M () 部品 修理, 検査, 調査, 改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-1-38	探信儀OQS-5, 102送受波器 修理, 検査, 調査, 改修	キ	1.8.29	契約履行に必要となる探信儀OQS-5, 102送受波器 修理, 検査, 調査, 改修の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-39	高単価電子管マグネットの回収	キ	1.8.29	契約履行に必要となる高単価電子管マグネットの回収の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-40	通信管制装置 OSW-4 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1.8.29	契約履行に必要となる通信管制装置 OSW-4 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-41	電波妨害装置 OLT-3B 部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1.8.29	契約履行に必要となる電波妨害装置 OLT-3B 部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-42	電波探知装置 NOLR-8 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1.8.29	契約履行に必要となる電波探知装置 NOLR-8 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-1-43	着艦誘導支援装置 O J N - 3 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる着艦誘導支援装置 O J N - 3 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-44	レーダ OPS - 1 4 ( ) 送受信機 部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となるレーダ OPS - 1 4 ( ) 送受信機 部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-45	電波探知妨害装置 N O L Q - 2 ( ) 高電圧部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる電波探知妨害装置 N O L Q - 2 ( ) 高電圧部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-46	電波探知妨害装置 N O L Q - 3 ( ) 高電圧部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる電波探知妨害装置 N O L Q - 3 ( ) 高電圧部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-1-47	無線通信装置 AN/URC-107 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる無線通信装置 AN/URC-107 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-48	符号変換装置 NLSC-1B 部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる符号変換装置 NLSC-1B 部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-49	高周波受信試験器校正・部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる高周波受信試験器校正・部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-50	交話装置 OIC-35 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる交話装置 OIC-35 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-1-51	基地内基幹伝送路接続用部品 (TERMINAL CONNECTOR BOX) 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる基地内基幹伝送路接続用部品 (TERMINAL CONNECTOR BOX) 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-52	レーダ OPS-28 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となるレーダ OPS-28 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-53	レーダ指示機 OPA-3 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となるレーダ指示機 OPA-3 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-54	レーダ指示機 OPA-6 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となるレーダ指示機 OPA-6 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-1-55	印刷電信処理装置 OGQ-3 ( ) ~ 5 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる印刷電信処理装置 OGQ-3 ( ) ~ 5 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書 (製造図面, 組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-56	衛星通信装置 NYRQ-1 ( ) 用部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる衛星通信装置 NYRQ-1 ( ) 用部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書 (製造図面, 組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-57	秘匿装置 YSC-32 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる秘匿装置 YSC-32 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書 (製造図面, 組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-58	タカン ORN-6 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となるタカン ORN-6 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書 (製造図面, 組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-1-59	無線機 ORC-22 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる無線機 ORC-22 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-60	味方識別装置 NYPX-2 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる味方識別装置 NYPX-2 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-61	無線機 RRC-32 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる無線機 RRC-32 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-62	欠				

2-1-63	測定装置 NYSM-3 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修	イ	1. 8. 29	測定装置 NYSM-3 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修の役務に必要となるライセンス実施権をイスラエル国 E l b i t S y s t e m s 社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-64	53cm水中発射管用射出装置 オーバーホール, 修理, 検査, 調査, 改修	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる53cm水中発射管用射出装置 オーバーホール, 修理, 検査, 調査, 改修の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-65	電子計算機 AN/UYK-20 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 9. 19	契約履行に必要となる電子計算機 AN/UYK-20 ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-66	電子計算機 AN/UYK-43-N ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 9. 19	契約履行に必要となる電子計算機 AN/UYK-43-N ( ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-1-67	入出力盤 Y S Q - ( 1 , 4 , 5 ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 9. 19	契約履行に必要となる入出力盤 Y S Q - ( 1 , 4 , 5 ) 部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-68	レーダ A N / S P G - 5 1 C 部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 9. 19	契約履行に必要となるレーダ A N / S P G - 5 1 C 部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-69	レーダ A N / S P S - 5 2 部品 調査, 修理, 検査, 改修	キ	1. 9. 19	契約履行に必要となるレーダ A N / S P S - 5 2 部品 調査, 修理, 検査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-70	赤外線暗視装置 L A X - 2 部品 修理, 検査, 調査, 改修	キ	1. 9. 19	契約履行に必要となる赤外線暗視装置 L A X - 2 部品 修理, 検査, 調査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-71	射撃指揮装置 2 型 - 2 1 / 2 2 / 2 3 用組部品オーバーホール, 分解検査, 組立, 復旧, 修理, 調査, 改修	キ	5. 9. 15	契約履行に必要となる射撃指揮装置 2 型 - 2 1 / 2 2 / 2 3 用組部品オーバーホール, 分解検査, 組立, 復旧, 修理, 調査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-1-72	射撃指揮装置 2 型－ 3 1 用組部品オーバーホール， 分解検査， 組立， 復旧， 修理， 調査， 改修	キ	5. 9. 15	契約履行に必要となる射撃指揮装置 2 型－ 3 1 用組部品オーバーホール， 分解検査， 組立， 復旧， 修理， 調査， 改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-73	ミサイル射撃指揮装置 2 型－ 1 2 用組部品オーバーホール， 分解検査， 組立， 復旧， 修理， 調査， 改修	キ	5. 9. 15	契約履行に必要となるミサイル射撃指揮装置 2 型－ 1 2 用組部品オーバーホール， 分解検査， 組立， 復旧， 修理， 調査， 改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-74	射撃指揮装置 2 型部品 調査， 修理， 検査， 改修	キ	5. 9. 15	契約履行に必要となる射撃指揮装置 2 型部品 調査， 修理， 検査， 改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-75	チャフロケットランチャ部品 調査， 修理， 検査， 改修	キ	1. 9. 19	契約履行に必要となるチャフロケットランチャ部品 調査， 修理， 検査， 改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-1-76	ミサイル発射装置 3 形用組部品オーバーホール, 分解検査, 組立, 復旧, 修理, 調査, 改修	キ	1. 9. 19	契約履行に必要となるミサイル発射装置 3 形用組部品オーバーホール, 分解検査, 組立, 復旧, 修理, 調査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-77	基幹信号伝送装置 () 部品 修理, 検査, 調査, 改修	キ	1. 9. 19	契約履行に必要となる基幹信号伝送装置 () 部品 修理, 検査, 調査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-78	航法支援装置 N O S N - 3 0 1 (), 3 0 2 (), 4 0 1 部品 修理, 検査, 調査, 改修	キ	1. 10. 16	契約履行に必要となる航法支援装置 N O S N - 3 0 1 (), 3 0 2 (), 4 0 1 部品 修理, 検査, 調査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-79	小型ジャイロコンパス MK 1 (), 2 () 部品 修理, 検査, 調査, 改修	キ	1. 10. 16	契約履行に必要となる小型ジャイロコンパス MK 1 (), 2 () 部品 修理, 検査, 調査, 改修の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-1-80	えい航式パッシブソーナーOQR-1(), 2(), 3, 4えい航ケーブル 修理, 検査, 調査, 改修	キ	1.10.16	契約履行に必要となるえい航式パッシブソーナーOQR-1(), 2(), 3, 4えい航ケーブル 修理, 検査, 調査, 改修の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-81	潜水艦ソーナーZQQ-6(), 7() えい航ケーブル 修理, 検査, 調査, 改修	キ	1.10.16	契約履行に必要となる潜水艦ソーナーZQQ-6(), 7() えい航ケーブル 修理, 検査, 調査, 改修の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-82	1.3m潜望鏡() 部品 修理, 検査, 調査, 改修	キ	1.10.16	契約履行に必要となる1.3m潜望鏡() 部品 修理, 検査, 調査, 改修の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-83	欠				

2-1-84	欠				
2-1-85	ラバードームN-CW-48, 53, 55, 62 オーバーホール, 修理, 検査, 調査, 改修	キ	2.3.9	契約履行に必要となるラバードームN-CW-48, 53, 55, 62 オーバーホール, 修理, 検査, 調査, 改修の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-86	非貫通式潜望鏡1型( )組部品 オーバーホール	キ	2.5.20	契約履行に必要となる非貫通式潜望鏡1型( )組部品 オーバーホールの製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-87	非貫通式潜望鏡1型( )部品 修理, 検査, 調査, 改修	キ	2.5.20	契約履行に必要となる非貫通式潜望鏡1型( )部品 修理, 検査, 調査, 改修の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-1-88	非貫通式潜望鏡1型（ ）用センサマスト組部品 オーバーホール	キ	2.5.20	契約履行に必要となる非貫通式潜望鏡1型（ ）用センサマスト組部品 オーバーホールの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-89	高性能 20mm機関砲 部品の調査、修理、検査、改修（輸出入に係る事項に限る）	イ	3.5.31	高性能 20mm機関砲部品の調査、修理、検査、改修（輸出入に係る事項に限る）の役割に関する契約に必要となる代理店契約をRaytheon社から認められていること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-1-90	レーダOPS-48（ ）部品 調査、修理、検査、改修	キ	7.1.15	契約履行に必要となるレーダOPS-48（ ）部品 調査、修理、検査、改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理 由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
2-2-1	機雷処分具PAP-104MARK5用部品	イ	5.3.13	機雷処分具PAP-104MARK5用部品の製造に必要なライセンス実施権をExail社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-2	携帯用赤外線暗視装置RAX-1用部品	イ	26.4.23	携帯用赤外線暗視装置RAX-1用部品の製造に必要なライセンス実施権を仏国THALES OPTRONIQUE S.A.社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

2-2-3	機雷探知機TYPE-2093 ( )用部品	イ	26.4.23	機雷探知機TYPE-2093 ( )用部品の製造に必要となるライセンス実施権を英国THALES社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-4	欠				
2-2-5	欠				
2-2-6	非貫通式潜望鏡1型 ( )用部品 (三菱電機株製部品)	イ	29.10.2	非貫通式潜望鏡1型 ( )用部品 (三菱電機株製部品)の製造に必要となるライセンス実施権を英国Thales UK Limited社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-7	水上艦用ソナーシステムOQQ-( )用部品(日本電気(株)製部品)	キ	29.11.6	契約履行に必要となる水上艦用ソナーシステムOQQ-( )用部品(日本電気(株)製部品)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-8	レーダOPS-24( )用部品(三菱電機(株)製部品)	キ	29.11.10	契約履行に必要となるレーダOPS-24( )用部品(三菱電機(株)製部品)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-9	IFF空中線装置OPX-11用部品(三菱電機(株)製部品)	キ	29.11.10	契約履行に必要となるIFF空中線装置OPX-11用部品(三菱電機(株)製部品)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-10	電波探知妨害装置NOLQ-1( )用部品(三菱電機(株)製部品)	キ	29.11.10	契約履行に必要となる電波探知妨害装置NOLQ-1( )用部品(三菱電機(株)製部品)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-11	電波探知妨害装置NOLQ-2 ( ) 用部品 (三菱電機株製部品)	キ	29. 11. 10	契約履行に必要となる電波探知妨害装置NOLQ-2 ( ) 用部品 (三菱電機株製部品) の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-12	電波探知妨害装置NOLQ-3 ( ) 用部品 (三菱電機株製部品)	キ	29. 11. 10	契約履行に必要となる電波探知妨害装置NOLQ-3 ( ) 用部品 (三菱電機株製部品) の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-13	潜水艦ソナーZQQ-6 ( ), 7 ( ) えい航ケーブル用部品	キ	29. 11. 13	契約履行に必要となる潜水艦ソナーZQQ-6 ( ), 7 ( ) えい航ケーブル用部品の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-14	欠				

2-2-15	潜水艦ソーナーZQQ-6 ( ), 潜水艦ソーナー・システムZQQ-7 ( ) 用部品 (沖電気工業(株)製部品)	キ	30.3.5	契約履行に必要となる潜水艦ソーナーZQQ-6 ( ), 潜水艦ソーナー・システムZQQ-7 ( ) 用部品 (沖電気工業(株)製部品) の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-16	探信儀OQS-4 ( ), 5 ( ) 用部品 (送受波器、水密電線のみ。)	キ	30.3.19	契約履行に必要となる探信儀OQS-4 ( ), 5 ( ) 用部品 (送受波器、水密電線のみ。 ) の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-17	探信儀OQS-102用部品 (送受波器、水密電線のみ。)	キ	30.3.19	契約履行に必要となる探信儀OQS-102用部品 (送受波器、水密電線のみ。 ) の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-18	水中航走式機雷掃討具 (S-10・1型) 用部品	キ	30.3.22	契約履行に必要となる水中航走式機雷掃討具 (S-10・1型) 用部品の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-19	欠				
2-2-20	感応掃海具 1 型 ( ) 用部品	キ	30. 4. 5	契約履行に必要となる感応掃海具 1 型 ( ) 用部品の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-21	射撃指揮装置 2 型用部品	キ	5. 9. 15	契約履行に必要となる射撃指揮装置 2 型用部品の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-22	投射型静止式ジャマーランチャー用部品	キ	30. 4. 5	契約履行に必要となる投射型静止式ジャマーランチャー用部品の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-23	1 3 m 潜望鏡 ( ) 用部品	キ	30. 4. 18	契約履行に必要となる 1 3 m 潜望鏡 ( ) 用部品の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-24	ジャイロコンパスOSN-1 ( ), 2 ( ) 用部品	キ	30.5.25	契約履行に必要となるジャイロコンパスOSN-1 ( ), 2 ( ) 用部品の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-25	慣性航法装置ZSN-1 ( ) 用 部品	キ	30.5.25	契約履行に必要となる慣性航法装置ZSN-1 ( ) 用部品の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-26	欠				
2-2-27	探信儀OQS-4 ( ), 5 ( ) 用 部品 (送受波器、174A31 1972-003、SNR-A 001-2A0及び5145 190-100を除き且つ、日 本電気(株)製部品に限る)	キ	30.6.4	契約履行に必要となる探信儀OQS-4 ( ), 5 ( ) 用部品 (送受波器、174A311972-003、SNR-A001-2A0及び5145190-100を除き且つ、日本電気(株)製部品に限る) の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-28	探信儀OQS-8用部品	キ	30.6.11	契約履行に必要となる探信儀OQS-8用部品の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-29	欠				
2-2-30	空中線装置 N O R A - 1 ( ) 用部品	キ	30.7.19	契約履行に必要となる空中線装置 N O R A - 1 ( ) 用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-31	00式射撃指揮装置(FCS-3)用部品	キ	30.8.1	契約履行に必要となる00式射撃指揮装置(FCS-3)用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-32	対空レーダOPS-50部品	キ	30.8.1	契約履行に必要となる対空レーダOPS-50部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-33	イルミネータアンテナ装置用 部品	キ	30.8.1	契約履行に必要となるイルミネータアンテナ装置用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-34	電波探知装置 NZLR-1 ( ) 用部品 (三菱電機(株)製部品に限る。)	キ	30.9.28	契約履行に必要となる電波探知装置 NZLR-1 ( ) 用部品 (三菱電機(株)製部品に限る。) の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-35	レーダ OPS-14 ( ) 用部品 (三菱電機(株)製部品に限る。)	キ	30.9.28	契約履行に必要となるレーダ OPS-14 ( ) 用部品 (三菱電機(株)製部品に限る。) の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-36	衛星通信装置 NORQ-1 用部品	キ	30.10.25	契約履行に必要となる衛星通信装置 NORQ-1 用部品の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-37	12.7mm重機関銃部品	ア	31.3.11	12.7mm重機関銃部品の製造に必要となる武器等製造法 (昭和28年法律第145号) 第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-38	水上艦用機関銃架用部品	ア	31.3.11	水上艦用機関銃架用部品の製造に必要となる武器等製造法 (昭和28年法律第145号) 第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-39	6 2 式 7 . 6 2 mm 機関銃用部品	ア	31.3.11	6 2 式 7 . 6 2 mm 機関銃用部品の製造に必要となる武器等製造法 (昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号) 第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-40	5 . 5 6 mm 機関銃 M I N I M I 用部品	ア	31.3.11	5 . 5 6 mm 機関銃 M I N I M I 用部品の製造に必要となる武器等製造法 (昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号) 第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-41	高性能 2 0 mm 機関砲 機関砲部用部品	ア	31.3.11	高性能 2 0 mm 機関砲 機関砲部用部品の製造に必要となる武器等製造法 (昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号) 第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-42	レーダ OPS-20 ( ) 用部品	キ	1.5.31	契約履行に必要なレーダ OPS-20 ( ) 用部品の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-43	無線機 ORC-15 ( ) 用部品	キ	1.7.18	契約履行に必要な無線機 ORC-15 ( ) 用部品の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-44	無線機 ORC-40用部品	キ	1.7.18	契約履行に必要となる無線機 ORC-40用部品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
2-2-45	無線機 ORC-30（ ）用部品	キ	1.7.18	契約履行に必要となる無線機 ORC-30（ ）用部品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
2-2-46	空中線整合装置 ORA-18（ ）用部品	キ	1.7.18	契約履行に必要となる空中線整合装置 ORA-18（ ）用部品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
2-2-47	レーダ信号処理装置 N-C-1594（ ）用部品	キ	1.7.18	契約履行に必要となるレーダ信号処理装置 N-C-1594（ ）用部品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
2-2-48	L S O用管制器用部品	キ	1.7.18	契約履行に必要となるL S O用管制器用部品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)

2-2-49	交話機 O I C - 2 6 ( ) , 2 7 ( ) , 3 7 ( ) 用部品	キ	1. 7. 18	契約履行に必要となる交話機 O I C - 2 6 ( ) , 2 7 ( ) , 3 7 ( ) 用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-50	レーダ L P S - 5 ( ) 用部品	キ	1. 7. 18	契約履行に必要となるレーダ L P S - 5 ( ) 用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-51	電波妨害装置 O L T - 3 ( ) 用部品	キ	1. 7. 18	契約履行に必要となる電波妨害装置 O L T - 3 ( ) 用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-52	テレビジョン装置 N O X Q - 1 ( ) ~ 4 ( ) , 6 ( ) ~ 8 ( ) 用部品	キ	1. 7. 18	契約履行に必要となるテレビジョン装置 N O X Q - 1 ( ) ~ 4 ( ) , 6 ( ) ~ 8 ( ) 用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-53	通信管制装置 O S W - 4 ( ) 用部品	キ	1. 7. 18	契約履行に必要となる通信管制装置 O S W - 4 ( ) 用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-54	通信監視制御装置 OSW-1 ( ) ~ 3 ( ) 用部品	キ	1. 7. 18	契約履行に必要となる通信監視制御装置 OSW-1 ( ) ~ 3 ( ) 用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-55	空中線 N-A S - 2 6 8 ( ) 用部品	キ	1. 7. 18	契約履行に必要となる空中線 N-A S - 2 6 8 ( ) 用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-56	空中線 N-A S - 1 9 0 ( ) 用部品	キ	1. 7. 18	契約履行に必要となる空中線 N-A S - 1 9 0 ( ) 用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-57	起倒式ホイップ空中線用部品	キ	1. 7. 18	契約履行に必要となる起倒式ホイップ空中線用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-58	レーダ交換機 N-S B - 2 1 9 ( ) 用部品	キ	1. 7. 18	契約履行に必要となるレーダ交換機 N-S B - 2 1 9 ( ) 用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-59	欠				
2-2-60	タカン ORN-6 ( ) 用部品	キ	1.7.18	契約履行に必要となるタカン ORN-6 ( ) 用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-61	秘匿装置 YSC-23 ( ) 用部品	キ	1.7.18	契約履行に必要となる秘匿装置 YSC-23 ( ) 用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-62	衛星通信装置 NYRQ-1 ( ) 用部品	キ	1.7.18	契約履行に必要となる衛星通信装置 NYRQ-1 ( ) 用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-63	レーダ指示機 OPA-6 ( ) 用部品	キ	1.7.18	契約履行に必要となるレーダ指示機 OPA-6 ( ) 用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-64	電波探知装置 N L L R - 1 1 B ( ) 用部品	キ	1. 7. 18	契約履行に必要となる電波探知装置 N L L R - 1 1 B ( ) 用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-65	送信装置 N L R T - 1 用部品	キ	1. 7. 18	契約履行に必要となる送信装置 N L R T - 1 用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-66	書込器 N - R O - 1 4 4 用部品	キ	1. 7. 18	契約履行に必要となる書込器 N - R O - 1 4 4 用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-67	符号変更機 Y S C - 1 7 ( ) 用部品	キ	1. 7. 18	契約履行に必要となる符号変更機 Y S C - 1 7 ( ) 用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-68	レーダ O P S - 3 9 ( ) 用部品	キ	1. 7. 18	契約履行に必要となるレーダ O P S - 3 9 ( ) 用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-69	レーダ Z P S - 6 ( ) 用部品	キ	1. 7. 29	契約履行に必要となるレーダ Z P S - 6 ( ) 用部品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-70	監視装置 N L S W - 3 用部品	キ	1. 7. 29	契約履行に必要となる監視装置 N L S W - 3 用部品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-71	A S W コンソール O J - 7 1 9 ( ) 用部品	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる A S W コンソール O J - 7 1 9 ( ) 用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-72	潜水艦情報表示装置 Z Q X - 1 ( ), 2 ( ) 用部品	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる潜水艦情報表示装置 Z Q X - 1 ( ), 2 ( ) 用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-73	水中通話機 Z Q C - ( ) 用部品	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる水中通話機 Z Q C - ( ) 用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-74	情報表示サブシステム 1 型～ 7 型用部品	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる情報表示サブシステム 1 型～7 型用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-75	艦内通信切換制御装置 O T Q - 3 ( ) 用部品	キ	1. 8. 29	契約履行に必要となる艦内通信切換制御装置 O T Q - 3 ( ) 用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-76	欠				
2-2-77	無線通信装置 N Z R C - 1 ( ) 用部品（三菱電機(株)製部 品に限る。）	キ	1. 9. 27	契約履行に必要となる無線通信装置 N Z R C - 1 ( ) 用部品（三菱電機(株)製部品に限る。）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-78	電波探知装置 N L L R - 1 1 C ( ) 用部品	キ	1. 9. 27	契約履行に必要となる電波探知装置 N L L R - 1 1 C ( ) 用部品の製造に係る 契約の製造図書(製造図面、組立図及び作 業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-79	電波探知装置 N O L R - 9 ( ) 用部品(三菱電機(株)製部 品に限る。)	キ	1. 9. 27	契約履行に必要となる電波探知装置 N O L R - 9 ( ) 用部品(三菱電機(株)製部 品に限る。)の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検 査要領等の企業所有資料)を利用できるこ とが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-80	空中線装置 N O R A - 2 ( ) 用部品	キ	1. 9. 27	契約履行に必要となる空中線装置 N O R A - 2 ( ) 用部品の製造に係る契約の製 造図書(製造図面、組立図及び作業標準並 びに検査要領等の企業所有資料)を利用で きることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-81	艦上画像表示装置 O X Q - 5 ( ) 用部品	キ	1. 9. 27	契約履行に必要となる艦上画像表示装置 O X Q - 5 ( ) 用部品の製造に係る契約 の製造図書(製造図面、組立図及び作業標 準並びに検査要領等の企業所有資料)を利 用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-82	欠				

2-2-83	航空機運用支援装置 O J N - 1 1 ( ) 用部品	キ	1. 9. 27	契約履行に必要となる航空機運用支援装置 O J N - 1 1 ( ) 用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-84	レーダ OPS - 1 1 C 用部品(三菱電機(株)製部品に限る。)	キ	1. 9. 27	契約履行に必要となるレーダ OPS - 1 1 C 用部品(三菱電機(株)製部品に限る。)用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-85	無線装置 ORQ - 1 ( ) 用部品	キ	1. 9. 27	契約履行に必要となる無線装置 ORQ - 1 ( ) 用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-86	艦内統合ネットワーク NOYQ - 1 ( ) 用部品	キ	1. 9. 27	契約履行に必要となる艦内統合ネットワーク NOYQ - 1 ( ) 用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-87	レーダ指示機 OPA-3 ( ) 用部品 (日本無線㈱製製品に限る。)	キ	1.9.27	契約履行に必要となるレーダ指示機 OPA-3 ( ) 用部品 (日本無線㈱製製品に限る。) の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-88	レーダ OPS-28 ( ) 用部品 (日本無線㈱製製品に限る。)	キ	1.9.27	契約履行に必要となるレーダ OPS-28 ( ) 用部品 (日本無線㈱製製品に限る。) の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-89	射撃訓練用標準球	キ	1.9.27	契約履行に必要となる射撃訓練用標準球の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-90	9mm機関けん銃用部品	キ	1.9.27	契約履行に必要となる9mm機関けん銃用部品の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-91	76mm速射砲用高速揚弾薬機用部品	キ	1.9.27	契約履行に必要となる76mm速射砲用高速揚弾薬機用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-92	掃海用張力計3型（）用部品（株島津製作所製部品に限る。）	キ	1.10.1	契約履行に必要となる掃海用張力計3型（）用部品（株島津製作所製部品に限る。）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-93	基幹信号伝送装置（）用部品（海洋電子工業株製部品に限る。）	キ	1.10.1	契約履行に必要となる基幹信号伝送装置（）用部品（海洋電子工業株製部品に限る。）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-94	ミサイル発射装置3形（発射機、装てん機）用部品	キ	1.10.1	契約履行に必要となるミサイル発射装置3形（発射機、装てん機）用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-95	5 4 口径 5 インチ 単装速射砲 用部品	キ	1. 10. 1	契約履行に必要となる 5 4 口径 5 インチ 単装速射砲用部品の製造に係る契約の製 造図書（製造図面、組立図及び作業標準並 びに検査要領等の企業所有資料）を利用 できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
2-2-96	水温記録器 2 型 ( ) ~ 3 型 ( ) 用部品	キ	1. 10. 9	契約履行に必要となる水温記録器 2 型 ( ) ~ 3 型 ( ) 用部品の製造に係る契約の製 造図書（製造図面、組立図及び作業標準並 びに検査要領等の企業所有資料）を利用 できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
2-2-97	水温記録器用巻揚機 1 型 ( ), 2 型 ( ) 用部品	キ	1. 10. 9	契約履行に必要となる水温記録器用巻揚 機 1 型 ( ), 2 型 ( ) 用部品の製造に係る 契約の製造図書（製造図面、組立図及び作 業標準並びに検査要領等の企業所有資料） を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
2-2-98	水温記録装置 OQH-1 ( ) ~ 3 ( ) 用部品	キ	1. 10. 9	契約履行に必要となる水温記録装置 OQ H-1 ( ) ~ 3 ( ) 用部品の製造に係る契 約の製造図書（製造図面、組立図及び作 業標準並びに検査要領等の企業所有資料） を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
2-2-99	水温記録装置 ZQH-2 ( ) 用 部品	キ	1. 10. 9	契約履行に必要となる水温記録装置 ZQ H-2 ( ) 用部品の製造に係る契約の製 造図書（製造図面、組立図及び作業標準並 びに検査要領等の企業所有資料）を利用 できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)

2-2-100	欠				
2-2-101	欠				
2-2-102	潜水艦ソーナーZQQ-6(), 潜水艦ソーナー・システムZQQ-7()用部品(日本電気株製部品のみ。)	キ	1.10.9	契約履行に必要となる潜水艦ソーナーZQQ-6(),潜水艦ソーナー・システムZQQ-7()用部品(日本電気株製部品のみの)の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-103	欠				

2-2-104	音響測深儀OQN-6 ( ) 用部品 (OQN-6F、6G用日本電気株製部品のみ。)	キ	1.10.9	契約履行に必要となる音響測深儀OQN-6 ( ) 用部品 (OQN-6F、6G用日本電気株製部品のみ。) の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-105	情報処理装置NAUTIS-M ( ) 用部品 (日本電気株製部品のみ。)	キ	1.10.9	契約履行に必要となる情報処理装置NAUTIS-M ( ) 用部品 (日本電気株製部品のみ。) の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-106	情報処理装置OYQ-201 ( ) 用部品	キ	1.10.9	契約履行に必要となる情報処理装置OYQ-201 ( ) 用部品の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-107	印刷電信処理装置 OGQ-3 ( ) ~ 5 ( ) 用部品 (日本電気株製部品のみ。)	キ	1.10.9	契約履行に必要となる印刷電信処理装置OGQ-3 ( ) ~ 5 ( ) 用部品 (日本電気株製部品のみ。) の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-108	無線通信装置 NZRC-1 ( ) 用部品 (日本電気㈱製部品のみ。)	キ	1.10.9	契約履行に必要となる無線通信装置 NZRC-1 ( ) 用部品 (日本電気㈱製部品のみ。) の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-109	53式普通掃海具 (O型) 改 ( ) 用部品	キ	1.10.9	契約履行に必要となる53式普通掃海具 (O型) 改 ( ) 用部品の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-110	えい航具3型, 4形用部品	キ	1.10.9	契約履行に必要となるえい航具3型, 4形用部品の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-111	機雷敷設装置3型用部品	キ	1.10.9	契約履行に必要となる機雷敷設装置3型用部品の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-112	小型係維掃海具 ( ) 用部品	キ	1.10.9	契約履行に必要となる小型係維掃海具 ( ) 用部品の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-113	53cm水中発射管HU-603()~606()用部品(株神戸製鋼所製部品に限る)	キ	1.10.9	契約履行に必要となる53cm水中発射管HU-603()~606()用部品(株神戸製鋼所製部品に限る)の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-114	水上発射管HOS-301()~303()用部品	キ	1.10.9	契約履行に必要となる水上発射管HOS-301()~303()用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-115	レーダ OPS-11C用部品(ジェイ・アール・シー特機(株製に限る。))	キ	1.10.9	契約履行に必要となるレーダ OPS-11C用部品(ジェイ・アール・シー特機(株製に限る。))の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-116	LCACナビゲーションシステム用部品(ジェイ・アール・シー特機(株製に限る。))	キ	1.10.9	契約履行に必要となるLCACナビゲーションシステム用部品(ジェイ・アール・シー特機(株製に限る。))の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-117	欠				
2-2-118	潜水艦（水雷）用空気管系用弁	キ	1.10.28	契約履行に必要となる潜水艦（水雷）用空気管系用弁の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-119	艦橋用電子海図表示装置用部品	キ	1.10.28	契約履行に必要となる艦橋用電子海図表示装置用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-120	航海信号接続盤（）型用部品	キ	1.10.28	契約履行に必要となる航海信号接続盤（）型用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-121	潜水艦戦術状況表示装置 Z Q X - 1 1（）用部品	キ	1.10.28	契約履行に必要となる潜水艦戦術状況表示装置 Z Q X - 1 1（）用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-122	対勢作図装置10型()～12型(), 15型()用部品	キ	1.10.28	契約履行に必要となる対勢作図装置10型()～12型(), 15型()用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-123	艦橋用小型電子海図装置用部品	キ	1.10.28	契約履行に必要となる艦橋用小型電子海図装置用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-124	64式7.62mm小銃用部品	ア	1.10.28	64式7.62mm小銃用部品の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-125	89式5.56mm小銃用部品	ア	1.10.28	89式5.56mm小銃用部品の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

2-2-126	航法支援装置NOSN-301(), 302(), 401()用部品(株YDKテクノロジーズ製部品に限る。)	キ	1.11.15	契約履行に必要なとなる航法支援装置NOSN-301(), 302(), 401()用部品(株YDKテクノロジーズ製部品に限る。)の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-127	小型ジャイロコンパスMK-1(), 2()用部品(株YDKテクノロジーズ製部品に限る。)	キ	1.11.15	契約履行に必要なとなる小型ジャイロコンパスMK-1(), 2()用部品(株YDKテクノロジーズ製部品に限る。)の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-128	対勢作図装置13型(), 14型()用部品(株YDKテクノロジーズ製部品に限る。)	キ	1.11.15	契約履行に必要なとなる対勢作図装置13型(), 14型()用部品(株YDKテクノロジーズ製部品に限る。)の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-129	電磁ログ2型()~13型()用部品(株YDKテクノロジーズ製部品に限る。)	キ	1.11.15	契約履行に必要なとなる電磁ログ2型()~13型()用部品(株YDKテクノロジーズ製部品に限る。)の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-130	艦橋情報表示器 Z P A - 1 ( ) 用部品	キ	1. 11. 15	契約履行に必要となる艦橋情報表示器 Z P A - 1 ( ) 用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-131	化学剤検知器 S I C A S 用部品	キ	1. 11. 15	契約履行に必要となる化学剤検知器 S I C A S 用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-132	潜水艦ソナー Z Q Q - 6 ( ), 7 ( ) 用部品 ( Z Q Q - 6 ( ) 用日本電気(株)製部品、 N E C ネットワーク・センサ(株)製部品のみ。)	キ	1. 11. 15	契約履行に必要となる潜水艦ソナー Z Q Q - 6 ( ), 7 ( ) 用部品 ( Z Q Q - 6 ( ) 用日本電気(株)製部品、 N E C ネットワーク・センサ(株)製部品のみ。 ) の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-133	水中通話機 O Q C - ( ) 用部品 (送受波器、 S P A - A - 0 7 3 7 9 9 - 0 0 0 1、 S P A - A - 0 7 3 7 9 9 - 0 0 0 2 及び S P A - D - 0 7 7 7 0 5 を除く日本電気(株)製部品に限る)	キ	1. 11. 15	契約履行に必要となる水中通話機 O Q C - ( ) 用部品 (送受波器、 S P A - A - 0 7 3 7 9 9 - 0 0 0 1、 S P A - A - 0 7 3 7 9 9 - 0 0 0 2 及び S P A - D - 0 7 7 7 0 5 を除く日本電気(株)製部品に限る) の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-134	探信儀OQS-102用部品 (接続電線及び送受波器を除く、日本電気㈱製部品に限る)	キ	1.11.15	契約履行に必要となる探信儀OQS-102用部品(接続電線及び送受波器を除く、日本電気㈱製部品に限る)の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-135	音響測深儀OQN-6( )用部品(OQN-6F、6G用部品を除き、日本電気㈱製部品に限る)	キ	1.11.15	契約履行に必要となる音響測深儀OQN-6( )用部品(OQN-6F、6G用部品を除き、日本電気㈱製部品に限る)の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-136	電波探知装置NOLR-8( )用部品(第1種ECP等の製造会社を実施するもの以外)	キ	1.11.15	契約履行に必要となる電波探知装置NOLR-8( )用部品(第1種ECP等の製造会社を実施するもの以外)の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-137	電波探知妨害装置NOLQ-3 ( ) 用部品 (NOLQ-3 /受信装置、NOLQ-3B /受信装置、NOLQ-3C /レーダ波帯受信装置及び通信波帯受信装置、NOLQ-3D /受信装置、NOLQ-3D-1 /レーダ波帯受信装置及び通信波帯受信装置、NOLQ-3D-2 /受信装置のみ)	キ	1.11.15	契約履行に必要なとなる電波探知妨害装置NOLQ-3 ( ) 用部品 (NOLQ-3 /受信装置、NOLQ-3B /受信装置、NOLQ-3C /レーダ波帯受信装置及び通信波帯受信装置、NOLQ-3D /受信装置、NOLQ-3D-1 /レーダ波帯受信装置及び通信波帯受信装置、NOLQ-3D-2 /受信装置のみ) の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-138	基幹信号伝送装置 ( ) 用部品 (自社製部品に限る。)	キ	1.11.15	契約履行に必要なとなる基幹信号伝送装置 ( ) 用部品 (自社製部品に限る。) の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-139	潜望鏡昇降装置用Mタイプ部品	キ	1.11.15	契約履行に必要なとなる潜望鏡昇降装置用Mタイプ部品の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-140	潜水艦魚雷防御システム指揮管制装置用部品（㈱日立アドバンスシステムズ製部品に限る）	キ	1.11.25	契約履行に必要となる潜水艦魚雷防御システム指揮管制装置用部品（㈱日立アドバンスシステムズ製部品に限る）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-141	電子計算機AN/UYK-20（）用部品	キ	1.11.25	契約履行に必要となる電子計算機AN/UYK-20（）用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-142	電子計算機AN/UYK-43-N（）用部品	キ	1.11.25	契約履行に必要となる電子計算機AN/UYK-43-N（）用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-143	入出力盤 YSQ-1（）用部品	キ	1.11.25	契約履行に必要となる入出力盤 YSQ-1（）用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-144	入出力盤 Y S Q - 4 ( ) ~ 5 ( ) 用部品	キ	1. 11. 25	契約履行に必要となる入出力盤 Y S Q - 4 ( ) ~ 5 ( ) 用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
2-2-145	音響ディスプレイ装置 O Q X - 1 ( ) ~ 2 ( ) 用部品（㈱日立製作所ディフェンスビジネスユニット製部品に限る。）	キ	1. 11. 25	契約履行に必要となる音響ディスプレイ装置 O Q X - 1 ( ) ~ 2 ( ) 用部品（㈱日立製作所ディフェンスビジネスユニット製部品に限る。）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
2-2-146	水中攻撃指揮装置 S F C S - 6 ( ) ~ 8 ( ) 用部品（㈱日立製作所ディフェンスビジネスユニット製部品に限る。）	キ	1. 11. 25	契約履行に必要となる水中攻撃指揮装置 S F C S - 6 ( ) ~ 8 ( ) 用部品（㈱日立製作所ディフェンスビジネスユニット製部品に限る。）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)
2-2-147	機雷探知機 Z Q S - 3 ( ), 4 ( ) 用部品	キ	1. 11. 25	契約履行に必要となる機雷探知機 Z Q S - 3 ( ), 4 ( ) 用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課  (046-822-3500 内線 6315)

2-2-148	消磁自動管制装置DAC-2 ( ), 4 ( ) 用部品	キ	1.11.25	契約履行に必要となる消磁自動管制装置DAC-2 ( ), 4 ( ) 用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-149	水中測位装置OQQ-101 ( ) 用部品	キ	1.11.25	契約履行に必要となる水中測位装置OQQ-101 ( ) 用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-150	潜水艦用欺まん音源装置 ( ) (NAU) 用部品	キ	1.11.25	契約履行に必要となる潜水艦用欺まん音源装置 ( ) (NAU) 用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-151	掃海具巻揚装置3形 ( ) 用部品	キ	6.11.27	契約履行に必要となる掃海具巻揚装置3形 ( ) 用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-152	多機能レーダOPY-1 部品	キ	1.12.23	契約履行に必要となる掃海具巻揚機3形 ( ) 用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-153	えい航式パッシブソーナーOQR-1(), 2(), 3, 4えい航ケーブル	キ	2.1.17	契約履行に必要となるえい航式パッシブソーナーOQR-1(), 2(), 3, 4えい航ケーブルの製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-154	潜水艦ソーナーZQQ-6(), 潜水艦ソーナー・システムZQQ-7() えい航ケーブル	キ	2.1.17	契約履行に必要となる潜水艦ソーナーZQQ-6(), 潜水艦ソーナー・システムZQQ-7() えい航ケーブルの製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-155	高圧空気圧縮機OLP-2502用部品	キ	2.3.27	契約履行に必要となる高圧空気圧縮機OLP-2502用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-156	高圧空気圧縮機P-3003用部品	キ	2.3.27	契約履行に必要となる高圧空気圧縮機P-3003用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-157	ミサイル誘導用器材(MGU)用部品	イ	2.3.31	ミサイル誘導用器材(MGU)用部品の製造に必要となるライセンス実施権を蘭国Thales Nederland B.V社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-158	欠				
2-2-159	風信儀1型()～4型()用部品	キ	2.4.6	契約履行に必要となる風信儀1型()～4型()用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-160	高圧空気圧縮機P-3002B用部品	キ	2.4.7	契約履行に必要となる高圧空気圧縮機P-3002B用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-161	えい航式低周波音源装置部品	キ	2.4.7	契約履行に必要となるえい航式低周波音源装置部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-162	潜水艦用側面アレイ整流覆ゴム本体	キ	2.4.7	契約履行に必要となる潜水艦用側面アレイ整流覆ゴム本体の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-163	潜望鏡昇降装置用Kタイプ部品	キ	5.1.17	契約履行に必要となる潜望鏡昇降装置用Kタイプ部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-164	音響環境測定システム用部品	キ	2.6.11	契約履行に必要となる音響環境測定システム用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-165	探信儀試験器OQM-7()~9()用部品	キ	2.6.11	契約履行に必要となる探信儀試験器OQM-7()~9()用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-166	欠				
2-2-167	救命索投射機3形()用部品	キ	2.7.3	契約履行に必要となる救命索投射機3形()用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-168	高性能20mm機関砲 管制部用部品	キ	2.9.18	契約履行に必要となる高性能20mm機関砲 管制部用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-169	消磁自動管制装置DAC-1 ( )用部品	キ	6.11.20	契約履行に必要となる消磁自動管制装置DAC-1 ( )用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-170	整流起倒装置N-AB-33 用部品	キ	3.2.26	契約履行に必要となる整流起倒装置N-AB-33用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-171	整流空中線N-AT-193 用部品	キ	3.2.26	契約履行に必要となる整流空中線N-AT-193用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-172	空中線昇降装置ZJA-3 ( )用部品	キ	3.2.26	契約履行に必要となる空中線昇降装置ZJA-3 ( )用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-173	空中線装置NZRA-1 ( ) 用部品	キ	3.2.26	契約履行に必要となる空中線装置NZRA-1 ( )用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-174	起倒式ツインホイップ空中線 用部品	キ	3.2.26	契約履行に必要となる起倒式ツインホイップ空中線用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-175	統合化航海支援装置NOSN-501 用部品	キ	3.7.20	契約履行に必要となる統合化航海支援装置NOSN-501用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-176	掃海艇用コンソール用部品	キ	5.3.9	契約履行に必要となる掃海艇用コンソール用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-177	もやい索投射機 () 用部品	キ	5.3.9	契約履行に必要となるもやい索投射機 () 用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-178	音響測深儀 J Q N - 2 用部品	キ	5.3.9	契約履行に必要となる音響測深儀 J Q N - 2 用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-179	水測予察器 O Q H - 1 1 () ~ 1 3 () 用部品	キ	5.3.9	契約履行に必要となる水測予察器 O Q H - 1 1 () ~ 1 3 () 用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-180	MODランチャー用部品	キ	5.3.9	契約履行に必要となるMODランチャー用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

2-2-181	潜水艦魚雷防御システム発射装置用部品	キ	5.3.9	契約履行に必要となる潜水艦魚雷防御システム発射装置用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-182	自走式機雷処分用弾薬管制装置用部品	キ	5.3.9	契約履行に必要となる自走式機雷処分用弾薬管制装置用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-183	情報収集用ROV OXX-2用部品	キ	5.3.9	契約履行に必要となる情報収集用ROV OXX-2用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-184	光学センサA型（）用センサマスト部用部品	キ	5.3.9	契約履行に必要となる光学センサA型（）用センサマスト部用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

2-2-185	無給油式高圧空気圧縮機（再圧タンク）SVHOS-94用部品	キ	5.3.9	契約履行に必要となる無給油式高圧空気圧縮機（再圧タンク）SVHOS-94用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-186	無給油式高圧空気圧縮機OLP-3001用部品	キ	5.3.9	契約履行に必要となる無給油式高圧空気圧縮機OLP-3001用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-187	高圧空気圧縮機SSQH-43用部品	キ	5.3.9	契約履行に必要となる高圧空気圧縮機SSQH-43用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-188	CIWS試験器1形用部品	キ	5.3.9	契約履行に必要となるCIWS試験器1形用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

2-2-189	短SAM自動装てん装置AMLS用部品	キ	5.3.30	契約履行に必要となる短SAM自動装てん装置AMLS用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-190	情報処理装置OYQ-(5)~(12)用部品	キ	5.4.5	契約履行に必要となる情報処理装置OYQ-(5)~(12)用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-191	短SAMシステム3型()用部品	キ	5.4.5	契約履行に必要となる短SAMシステム3型()用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-192	掃海艦ソーナーシステムOQQ-Q-10用部品	キ	5.4.5	契約履行に必要となる掃海艦ソーナーシステムOQQ-Q-10用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

2-2-193	掃海用クレーン ( ) 用部品	キ	5.4.5	契約履行に必要となる掃海用クレーン ( ) 用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-194	切断器火薬作動式掃海具用部品	キ	5.4.5	契約履行に必要となる切断器火薬作動式掃海具用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-195	遠隔操作無人探査装置O X X - 3用部品	キ	5.5.19	契約履行に必要となる遠隔操作無人探査装置O X X - 3用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-196	Xソレノイドケーブル	キ	5.5.31	契約履行に必要となるXソレノイドケーブルの製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

2-2-197	えい航式パッシブソーナーOQR-5 えい航ケーブル	キ	5.5.31	契約履行に必要となるえい航式パッシブソーナーOQR-5 えい航ケーブルの製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-198	指示装置OKQ-()用部品	キ	5.6.21	契約履行に必要となる指示装置OKQ-()用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-199	自走式水上標的システム用部品	キ	5.10.23	契約履行に必要となる自走式水上標的システム用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-200	多機能レーダOPY-2用部品	キ	5.12.18	契約履行に必要となる多機能レーダOPY-2用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

2-2-201	対勢作図装置 O Y N - 1 1 ( ), 1 2 用部品	キ	6. 1. 19	契約履行に必要となる対勢作図装置 O Y N - 1 1 ( ), 1 2 用部品の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-202	自律型水中航走式機雷探知機 O Z Z - 5 用部品	キ	6. 2. 26	契約履行に必要となる自律型水中航走式機雷探知機 O Z Z - 5 用部品の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-203	光学複合センサ O A X - 3 用部品	キ	6. 5. 15	契約履行に必要となる光学複合センサ O A X - 3 用部品の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-204	対機雷戦用ソナーシステム O Q Q - 1 1 用部品	キ	6. 5. 15	契約履行に必要となる対機雷戦用ソナーシステム O Q Q - 1 1 用部品の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-205	魚雷防御装置用部品	キ	6.5.15	契約履行に必要となる魚雷防御装置用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-206	望遠監視システムLXX-2用部品	キ	7.1.15	契約履行に必要となる望遠監視システムLXX-2用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-207	電波探知装置NZLR-2（ ）用部品	キ	7.1.15	契約履行に必要となる電波探知装置NZLR-2（ ）用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-208	航法支援装置NOSN-303用部品	キ	8.1.26	契約履行に必要となる航法支援装置NOSN-303用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

2-2-209	移動式船体磁気測定装置 3 形用部品	キ	8. 1. 26	契約履行に必要となる移動式船体磁気測定装置 3 形用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-210	8 6 式えい航式パッシブソナー OQR-1 用部品（吊下揚収用部品を除く。）	キ	8. 1. 26	契約履行に必要となる 8 6 式えい航式パッシブソナー OQR-1 用部品（吊下揚収用部品を除く。）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-211	えい航式パッシブソナー OQR-1（ ）， 2（ ）， 3， 4 用部品（吊下揚収用部品を除く。）	キ	8. 1. 26	契約履行に必要となるえい航式パッシブソナー OQR-1（ ）， 2（ ）， 3， 4 用部品（吊下揚収用部品を除く。）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-212	えい航式パッシブソナー OQR-5 用部品（吊下揚収用部品を除く。）	キ	8. 1. 26	契約履行に必要となるえい航式パッシブソナー OQR-5 用部品（吊下揚収用部品を除く。）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-213	ソナー装置ZQQ-8用部品（沖電気工業㈱製品に限る。）	キ	8.1.26	契約履行に必要となるソナー装置ZQQ-8用部品（沖電気工業㈱製品に限る。）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-214	ソナー装置ZQQ-8B用部品（沖電気工業㈱製品に限る。）	キ	8.1.26	契約履行に必要となるソナー装置ZQQ-8B用部品（沖電気工業㈱製品に限る。）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-215	艦艇水中音響計測装置LQM-1（）用部品	キ	8.1.26	契約履行に必要となる艦艇水中音響計測装置LQM-1（）用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-216	観測用測位装置用部品	キ	8.1.26	契約履行に必要となる観測用測位装置用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

2-2-217	潜水艦用ソナー試験器WQM-12, 13用部品	キ	8.1.26	契約履行に必要となる潜水艦用ソナー試験器WQM-12, 13用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-218	音響情報収集分析評価装置用部品（沖電気工業㈱製品に限る。）	キ	8.1.26	契約履行に必要となる音響情報収集分析評価装置用部品（沖電気工業㈱製品に限る。）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-219	電子計算機AN/UYK-44-N（）用部品	キ	8.2.2	契約履行に必要となる電子計算機AN/UYK-44-N（）用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-220	電子計算機AN/UYQ-70-N（）用部品	キ	8.2.2	契約履行に必要となる電子計算機AN/UYQ-70-N（）用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

2-2-221	無線機RRC-15( ), 22( )用部品	キ	8.2.12	契約履行に必要となる無線機RRC-15( ), 22( )用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-222	レーダOPS-18( )用部品	キ	8.2.12	契約履行に必要となるレーダOPS-18( )用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-223	無線機YRC-6( )用部品	キ	8.2.12	契約履行に必要となる無線機YRC-6( )用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-224	受信機ORR-20( )用部品	キ	8.2.12	契約履行に必要となる受信機ORR-20( )用部品の製造に係る契約の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

2-2-225	自動巻出巻取装置ZRA-14（）用部品	キ	8.2.12	契約履行に必要となる自動巻出巻取装置ZRA-14（）用部品の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-226	無線装置NORC-50（）用部品（関連会社（株国際電気）が実施しないものに限る。）	キ	8.2.12	契約履行に必要となる無線装置NORC-50（）用部品（関連会社（株国際電気）が実施しないものに限る。）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-227	洋上無線ルータORQ-2（）用部品（関連会社（株国際電気）が実施しないものに限る。）	キ	8.2.12	契約履行に必要となる洋上無線ルータORQ-2（）用部品（関連会社（株国際電気）が実施しないものに限る。）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-228	レーダOPS-48（）用部品（株東芝製部品に限る。）	キ	8.2.12	契約履行に必要となるレーダOPS-48（）用部品（株東芝製部品に限る。）の製造に係る契約の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

2-2-229	端末装置OGQ-102 ( ) 用部品 (海洋電子工業(株)製を除く。)	キ	8.2.12	契約履行に必要となる端末装置OGQ-102 ( )用部品 (海洋電子工業(株)製を除く。)の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-230	空中線整合器ZRA-15 ( )用部品 (オーバーホール キットに限る。)	キ	8.2.12	契約履行に必要となる空中線整合器ZRA-15 ( )用部品 (オーバーホールキットに限る。)の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-231	ホイップ空中線NAT-70 ( )用部品	キ	8.2.12	契約履行に必要となるホイップ空中線NAT-70 ( )用部品の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-2-232	無線装置NORC-50 ( ) 用部品 (関連会社 (株)HYSエ ンジニアリングサービス) が 実施しないものに限る。)	キ	8.3.23	契約履行に必要となる無線装置NORC-50 ( )用部品 (関連会社 (株)HYSエンジニアリングサービス)が実施しないものに限る。)の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-2-233	洋上無線ルータORQ-2 ( ) 用部品 (関連会社 (株)HYS エンジニアリングサービス) が実施しないものに限る。)	キ	8.3.23	契約履行に必要となる洋上無線ルータORQ-2 ( ) 用部品 (関連会社 (株)HYS エンジニアリングサービス) が実施しないものに限る。) の製造に係る契約の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-234	赤外線暗視装置OAX-1 ( ), 2用部品	キ	8.4.20	契約履行に必要となる赤外線暗視装置OAX-1 ( ), 2用部品の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-235	ジャイロコンパスOSN-3 用部品	キ	8.4.20	契約履行に必要となるジャイロコンパスOSN-3 用部品の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)
2-2-236	水上艦用機関銃架 (遠隔操作型) 用部品	キ	8.5.12	契約履行に必要となる水上艦用機関銃架 (遠隔操作型) 用部品の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線6315)

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理 由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
2-3-1	欠				
2-3-2	欠				
2-3-3	欠				
2-3-4	欠				
2-3-5	欠				
2-3-6	欠				

2-3-7	欠				
2-3-8	欠				
2-3-9	欠				
2-3-10	欠				
2-3-11	欠				
2-3-12	欠				
2-3-13	欠				
2-3-14	欠				

2-3-15	欠				
2-3-16	欠				
2-3-17	水温検知錘B T X - 3 輸入部品の売買に係る契約	ウ	27.5.14	売買契約に必要となる輸入販売代理権を米国Lockheed Martin Corporation社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-18	高性能20mm機関砲用輸入部品の売買に係る契約	ウ	27.5.26	売買契約に必要となる輸入販売代理権を米国Raytheon社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-19	Sea RAM用輸入部品の売買に係る契約	ウ	27.7.28	売買契約に必要となる輸入販売代理権を米国Raytheon社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-20	欠				

2-3-21	欠				
2-3-22	測定装置NYSM-3( )用 輸入部品の売買に係る契約	ウ	27.8.7	売買契約に必要となる輸入販売代理権を以国Elbit Systems社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-23	無線機RRC-39( )用輸 入部品の売買に係る契約	ウ	27.8.7	売買契約に必要となる輸入販売代理権を米国THALES社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-24	欠				
2-3-25	欠				
2-3-26	欠				

2-3-27	自走式水上標的システム用輸入部品の売買に係る契約	ウ	27.9.4	売買契約に必要となる輸入販売代理権を加国Q i n e t i Q T a r g e t S y s t e m s C a n a d a社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-28	短機関銃用輸入部品の売買に係る契約	ウ	27.9.4	売買契約に必要となる輸入販売代理権を独国H E C K L E R & K O C H G M B H社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-29	狙撃銃用輸入部品の売買に係る契約（H e c k l e r & K o c h G M B H社製に限る。）	ウ	27.9.4	売買契約に必要となる輸入販売代理権を独国H E C K L E R & K O C H G M B H社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-30	てき弾発射器用輸入部品の売買に係る契約	ウ	27.9.4	売買契約に必要となる輸入販売代理権を独国H E C K L E R & K O C H G M B H社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-31	自動小銃用輸入部品の売買に係る契約	ウ	27.9.4	売買契約に必要となる輸入販売代理権を独国H E C K L E R & K O C H G M B H社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-3-32	化学剤検知器用輸入部品の売買に係る契約	ウ	27.9.4	売買契約に必要となる輸入販売代理権を英国KeTech Defence Ltd社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-33	ペイント弾発射補助具輸入部品の売買に係る契約	ウ	28.2.19	売買契約に必要となる輸入販売代理権を英国UTM社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-34	欠				
2-3-35	危険物浮揚装置(MK V)用輸入部品の売買に係る契約	ウ	28.6.8	売買契約に必要となる輸入販売代理権を米国SUBSALVE社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-36	感応掃海具DYAD用輸入部品の売買に係る契約	ウ	28.7.4	売買契約に必要となる輸入販売代理権を豪国THALES社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-37	高性能20mm機関砲試験装置用部品の売買に係る契約	ウ	28.10.24	売買契約に必要となる輸入販売代理権を米国Raytheon社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-3-38	砲腔洗浄機（PNEUMATIC BORE BRUSH）の売買に係る契約	ウ	29. 4. 7	売買契約に必要となる輸入販売代理権を典国（スウェーデン国）CLP System社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-39	欠				
2-3-40	水中無人機OZZ-（ ）用輸入部品の売買に係る契約（HII Unmanned Systems 社製に限る）	ウ	5. 3. 9	売買契約に必要となる輸入販売代理権をHII Unmanned Systems 社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-41	イージスウェポンシステム（BMD CAL用）部品の売買に係る契約	ウ	30. 1. 30	売買契約に必要となる輸入販売代理権を米国KAYMONT社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-42	欠				

2-3-43	水中無人機OZZ-( )用輸入部品の売買に係る契約 (Exail社製に限る)	ウ	5.3.9	売買契約に必要となる輸入販売代理権をExail社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-44	複合空中線AN/OE-538用輸入部品の売買に係る契約	ウ	2.4.6	売買契約に必要となる輸入販売代理権を米国Lockheed Martin Sippican, Inc.社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-45	狙撃銃用輸入部品の売買に係る契約 (Accuracy International Ltd社製に限る。)	ウ	2.11.11	売買契約に必要となる輸入販売代理権を英国Accuracy International Ltd社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-46	水中位置監視装置用部品の売買に係る契約 (Exail社製に限る。)	ウ	5.3.9	売買契約に必要となる輸入販売代理権をExail社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-47	小口径弾薬用輸入部品の売買に係る契約 (Blue Aerospace社製に限る。)	ウ	4.9.9	売買契約に必要となる輸入販売代理権を米国Blue Aerospace社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

2-3-48	トランスポンダの売買に係る契約（E x a i l 社製に限る。）	ウ	5. 4. 13	売買契約に必要となる輸入販売代理権を E x a i l 社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-49	イージスシステム用部品の売買に係る契約 (品名：SW, CONTROL PNL 6X7、 部品番号：55923-7に限る。)	ウ	7. 11. 13	売買契約に必要となる輸入販売代理権を米国ORB IT I N T E R N A T I O N A L C O R P 社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-50	イージスシステム用部品の売買に係る契約	ウ	7. 11. 18	売買契約に必要となる輸入販売代理権を米国A m e t e k R o t r o n A e r o s p a c e & D e f e n c e R o t r o n / A i r t e c h n o l o g y P r o d u c t s 社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-51	20式小銃射撃管制システム S M A S H 3 0 0 0 用部品の 売買に係る契約	ウ	8. 1. 26	売買契約に必要となる輸入販売代理権をイスラエル国S m a r t s h o o t e r L t d から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
2-3-52	高速小型水上標的1形用部品の 売買に係る契約	ウ	8. .	売買契約に必要となる輸入販売代理権を仏国A R E S I A - O z o i r 社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
3-1-1	半閉式自給気潜水具（V I P E R）の検査及び修理	イ	31.2.25	半閉式自給気潜水具（V I P E R）の検査及び修理の役務に必要なライセンス実施権を英国C o b h a m M i s s i o n S y s t e m s 社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
3-1-2	半閉式自給気潜水器（S C A）の検査、修理、調査、改修	キ	31.2.25	契約履行に必要な半閉式自給気潜水器（S C A）の検査、修理、調査、改修の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
3-1-3	自給式呼吸器の点検整備及び修理に関する役務	イ	1.10.29	自給式呼吸器の点検整備及び修理に関する役務に必要なライセンス実施権を米国S c o t t 社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

3-1-4	指向性拡声装置の点検整備、修理及び設置に関する役務（警告発声記録装置—1000及び警告発声記録装置—1000）	キ	1.11.27	契約履行に必要となる指向性拡声装置の点検整備、修理及び設置に関する役務（警告発声記録装置—1000及び警告発声記録装置—1000）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることを証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)
3-1-5	潜水艦用個人脱出器材Mk 11の維持整備	ウ	6.1.25	潜水艦用個人脱出器材Mk 11の維持整備に必要となる輸入販売代理権をRFD Beaufort Limited社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理 由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
3-3-1	欠				
3-3-2	欠				
3-3-3	空中給油器材用部品	ウ	5.12.1	売買契約に必要な輸入販売代理権を英国Mission Systems Wimborne Limited社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	海上自衛隊艦船補給 処管理部契約課 (046-822-3500 内線 6315)